

令和4年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和4年3月9日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	竹中 悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾
(土木管理課)

課長	山崎 昇	課長補佐	田中 廣幸
係長	松本 雄輔	係長	伊藤 央

(都市計画課)

課長	山崎 禎三	課長補佐	前田 将範
係長	山本 公司	主任	久保 竜太

(産業振興課)

課長	川内 佳代子	係長	山口 亮
係長	島 典明	主査	藤野 亮

教育次長	山本 昭彦	教育委員会理事	田中 真
------	-------	---------	------

(教育総務課)

課長	森本 陽子	課長補佐	峰 修子
係長	山下 泰明	主事	小林 諒太郎

(学校教育課)

課長補佐 木須 美樹
(生涯学習課)

課長	北野 靖之	課長補佐	久松 勝
課長補佐	細田 浩子	課長補佐	和田 久美子

係 長 日 高 拓 郎

(農業委員会)

局 長 福 本 美也子

係 長 森 雅 之

本日の委員会に付した案件

議案第17号 令和4年度長与町一般会計予算

開 会 9時29分

閉 会 17時21分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第17号令和4年度長与町一般会計予算の産業文教所管分の件を議題といたします。ただいまより議案第17号、建設産業部所管産業振興課にあたって提案理由の説明を求めます。

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは議案第17号令和4年度長与町一般会計予算の産業振興課所管分につきまして、所管課長より説明をいたしますので御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

皆さんおはようございます。それでは議案第17号令和4年度長与町一般会計予算産業振興課所管分について、御説明を差し上げます。まず予算書の8ページをお開きください。第2表地方債でございます。1番上の行、農村地域防災減災事業が産業振興課所管分でございます。藤の棟溜池整備事業に係るものでございます。それでは令和4年度一般会計予算に関する説明書により説明をいたします。歳入からまいります。10、11ページをお開きください。1番上の行になります。2款3項1目1節森林環境譲与税でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして譲与されるものでございます。私有林人工林面積、林業就業者数、人口で按分され譲与されるものでございます。続きまして22、23ページをお開きください。下の方になります。15款1項3目農林水産業費県負担金1節農業費負担金でございます。中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金（農地維持、資源向上、共同）につきましても、国、県の交付金でございますが、町負担分も合わせまして活動組織等へ交付されるものでございます。中山間地域等直接支払交付金につきましては、木場、大越、塩床、馬込一本松、4地区の99ヘクタールにおいて、中山間地域の耕作放棄地発生防止対策に取り組んでおります。補助率は国、県それぞれ3分の1でございます。同じく多面的機能支払交付金でございます。こちらの方は三根、横道の2地区10.97ヘクタールで実施をしております。農地の維持保全と農道水路等の維持管理についての交付金でございます。補助率が国2分の1、県4分の1でございます。事業費の4分の3が今回歳入の予算に上がっているところでございます。続きまして24、25ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございます。産業振興課所管分が、説明欄上から3行目、中山間地域等直接支払市町村推進事業補助金、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、経営所得安定対策等推進事業費補助金、1つ飛ばしまして農地集積・集約化対策事業機構集積協力金、水利施設等保全高度化事業補助

金、1つ飛ばしまして新規就農者育成総合対策事業補助金の6つでございます。それぞれ6款農業振興費に充当され事業を行うものでございます。26、27ページをお開きください。27ページ1番上の行になります。2節林業費補助金でございます。ながさき森林づくり担い手対策事業補助金は、南部森林組合の職員の福利厚生費補助金に対します県からの負担金でございます、こちらの分を町の分と合わせまして南部森林組合へ補助を行うものになります。次に28、29ページをお開きください。15款3項3目1節保健衛生費委託金、上から2行目、市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）、4目農林水産業費委託金及び5目商工費委託金、こちらの方が産業振興課所管分でございます、県からの委託金となっております。次に同じページ16款1項2目1節利子及び配当金、1番下の行、森林環境譲与税基金運用収入、こちらが産業振興課所管分でございます。存目で1,000円予算を組ませていただいております。次に34、35ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入でございます。1行目、小規模企業振興資金預託金元利回収金と3行目小規模企業創業支援資金預託金元利回収金でございます。年度当初に町内3銀行4支店に預託を行っております。預託金の3倍を限度といたしまして中小企業者へ資金貸し付けを行っております、預託金につきましては年度末に回収を行うものでございます。貸付限度額は、預託金のそれぞれ3倍までとなっております。次に20款5項1目1節雑入でございます。所管分でございますが、上から4行目のふれあい農園使用料、町内6地区302区画の分の使用料でございます。次に8行目、火災保険料28万円のうち6,000円が産業振興課分でございます、長与町特産品直売所まんてん分の火災保険料でございます。36、37ページをお開きください。上から10行目、長崎縣市町村振興協会地域活性化支援事業助成金、こちらの400万円のうち長与川まつりと長与シーサイドマルシェのPR事業に関する助成金を300万円、こちらが産業振興課所管分でございます。1番下の行の長崎県グリーン・ツーリズム支援活動助成金は、令和3年度に立ち上げました長与町グリーン・ツーリズム推進協議会におきまして、令和4年より資質向上研修会を実施する予定でございます。このような研修を行う場合の助成金の方が、県グリーン・ツーリズム推進協議会から助成される分でございます。次に21款1項1目1節農道等事業債になります。藤の棟溜池整備事業充当起債でございます。町の負担額480万円に対しまして90%を計上させていただきます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出にまいります。70、71ページをお開きください。2款2項徴税费1目税務総務費の産業振興課所管分が、ふるさと納税、ふるさと長与応援寄附金に係る経費となります。令和4年度の寄付見込額を1億円と想定いたしまして、それぞれの経費の計上をしております。それでは説明いたします。8節旅費では、普通旅費のうち4,000円が産業振興課所管分で経常費用になっております。10節需用費では、消耗品費全体額3,217万6,000円のうち3,045万1,000円、印刷製本費11万円が産業振興課所管分でございます、消耗品に関しましては、寄付に対します返礼品

の費用が主なものとなっております。返礼品の返戻率といたしましては、寄付額の30%以内となっております。次に11節役務費でございます。全額産業振興課所管分でございます。広告料では、ふるさと納税ポータルサイトにおいて長与町のPRを令和4年は行ってまいります。通信運搬費につきましては、主に返礼品の送料、こちらの方が東京圏の大体1件1,200円を1万件と計算しまして計上させていただいております。それからふるさと納税サイト利用料、ふるさと納税ポータルサイトの利用料及びクレジット決済などの決済利用料でございます。令和4年度は新たにサイトを1つ増やしまして、寄付の増額に努めてまいります。12節委託料は、ふるさと納税業務委託料でございます。これにつきましては、寄付申し込みから寄付者への返礼品送付までの一連の業務を一括して代行していただくための委託料でございます。なお寄付額1億円に対します今回の経費率につきましては、66%となっております。次に128、129ページをお開きください。5款1項3目労働諸費でございます。主なものが18節負担金、補助及び交付金の高年齢者就業機会確保事業費補助金874万2,000円でございます。長与・時津シルバー人材センターへの運営の補助金となっております。国からのシルバー人材センターへの補助金額を基本といたしまして、均等割と60歳以上の人口割にて長与町と時津町で按分をし、補助を行っているところでございます。令和4年1月末の会員数でございますが、全体で419人、うち長与町が305名が会員となり雇用が図られております。次に132、133ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費でございます。主なものは1節、2節、3節、4節のものになりますが、職員8名分及び会計年度任用職員の人件費となっております。7節報償費につきましては、実行組合長報償費、町内43実行組合長に対する産業振興課からの関係文書調査票の配布等に対する報償費となっております。溜池管理謝礼につきましては、町内4か所の防災重点溜池におきます管理人への謝礼となっております。次に3目農業振興費でございます。主なものを御説明いたします。134、135ページをお開きください。令和4年度新規のもの、あと補助率が変更になったものについて御説明を申し上げます。12節委託料の3行目、研修委託料につきましては、令和3年度に立ち上げました長与町グリーン・ツーリズム推進協議会が、令和4年度から動き出すようになります。この際に町内外からの来訪者が安心して体験をしていただけるよう、安全講習会など資質向上研修の開催をいたします。そのときの開催業務委託料となっております。次に18節負担金、補助及び交付金でございます。134ページから137ページにかけて、34件の負担金、補助金がございますが、令和4年度より変更があったものといたしましては、136、137ページの一番上の行、優良品種更新事業補助金になります。高品質な温州ミカンなど柑橘の生産のための優良品種の苗木等の購入補助金でございますが、令和3年度まで事業費の4分の1だった補助率を令和4年度から3分の1へ引き上げておりまして、農業者の所得向上対策を目的に計上をしているものでございます。下から3行目、水利施設等保全高度化事業補助金につきましては、長与町内にあります改良区

における農業水利施設の更新、長寿命化対策に対する補助金でございます。令和4年度は町内にあります2か所の改良区において、機能保全計画の策定を行う予定でございます。また同じページ上から5行目、農地集積・集約化対策事業機構集積協力金、下から2行目のグリーン・ツーリズム推進事業補助金、1番下の行、新規就農者育成総合対策事業補助金は、令和4年度から新規のものでございまして、農地集積・集約化対策事業機構集積協力金につきましては、地域の話し合いによりましてまとまった農地を農地バンクへ貸し付ける地域に、協力金を交付する国の政策でございます。令和4年度は岡郷の長尾谷地区、あと姥懐地区におきまして、農地の集積について話し合いが持たれる予定でございます。この話し合いに基づきまして、農地の集約化、担い手への農地の集積化を行います。そうしますと協力金が交付されるものでございます。次にグリーン・ツーリズム推進事業補助金でございます。グリーン・ツーリズムは町内の地域資源の特性と豊かな農村環境を生かした体験事業となっております。令和4年度から実際に推進を行っていくものになります。この補助金では、ツーリズムの受け入れを行う団体の方が体験スキームを準備する上で、必要な資材や備品等を購入する場合の事業開始支援として補助をするものでございます。1実践団体につき1回きりになりますが3万円でございます。大体年間10団体を想定しているところでございます。1番下の行、新規就農者育成総合対策事業補助金でございます。こちらの補助金は49歳以下の認定新規就農者に対しまして、資金面での支援や機械等のリース等の支援に対する国と県からの補助金でございます。現在新規就農の相談を受けております1名につきまして、こちらの補助金の申請を検討しておりますことから、予算を計上しているものとなります。今後とも町といたしましても申請時の作成に必要となる就農後5か年の計画策定、そのほかサポート等を気軽に相談できるように寄り添ったサポートを行っていきたく思っております。続きまして4目畜産業費は、8節旅費と18節負担金、補助及び交付金になっておりますが、例年の経常的なものになっております。続きまして138、139ページをお開きください。6款2項1目林業総務費でございます。8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。12節委託料、森林経営管理制度実施業務委託料につきましては、平成31年度より開始されております森林経営管理制度に伴いまして、適正に管理されていない森林所有者につきまして、今後どのようにするか意向調査を現在行っているところでございますが、令和4年度で行う森林の意向調査、現地調査、それから集積計画、こちらの策定に伴う委託料を計上しております。森林環境譲与税が財源となるものでございます。140、141ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金につきまして、1行目、長崎県治山林道協会負担金につきましては、県の事業で行っていただいております岡郷大迫地区の緊急治山事業、あと丸田谷皆前地区の治山事業に伴う負担金でございます。24節積立金では、森林環境譲与税から令和4年度に実施します現地調査等の委託料を差し引きまして、基金へ積み立てるものでございます。次に6款3項1目水産振興費でございます。主なものといしましては、18節

負担金、補助及び交付金の4行目、水産多面的機能発揮対策負担金でございます。大村湾の長与浦の再生活動といたしまして、漁場環境を改善するための事業を現在も行っております。海底耕うん、アオサの除去、客土、モニタリングなど、平成29年度から行っております部分と大村湾沿岸9市町合同での広域によります環境保全活動、こちらに対します補助金を併せて計上しているところでございます。1行下になります。海フェスタ大村湾体験事業負担金でございます。日本財団からの補助金を活用いたしまして、今年度は長与浦再生活動組織が子どもたちへの海の環境学習を行います。この環境学習を行う部分の事業費に対しまして、町と漁協からの負担金を合わせて日本財団からの補助金の方を交付されるようになりますが、その分の町の負担金の部分になっております。続きまして7款商工費1項1目商工振興費でございます。8節旅費、普通旅費のうち2万6,000円と10節需用費、消耗品のうち1万円、あと食料費が全額になりますが、こちらの分は産業振興課所管分となっております。142、143ページ、印刷製本費、電気使用料が産業振興課所管分となっております。それから12節委託料になります。1行目と3行目が産業振興課所管分でございます。1行目、商店街活性化委託料では、中央商店街のにぎわい創出を目的にいたしまして、毎年行っております八反田公園、長与中央橋へのイルミネーションの取り付け委託料を計上いたしております。また3行目、ながさきコロナ対策飲食店認証制度応援キャンペーン業務委託料につきましては、長崎県で飲食店に対する第三者認証を現在行っておりますが、この認証制度にて認証を受けた飲食店を利用された方に対しまして、抽選で長与共通商品券が当たるというような事業でございます。内容といたしましては、認証飲食店を利用された方のレシートの写真を撮って、ホームページもしくは郵送にて応募していただきますと抽選で5,000円の商品券が当たるようになります。長与共通商品券を抽選商品といたしましたのは、町内の飲食店を利用していただいた方が、長与町内の商店で買い回りをしていただきまして、町内の商工業の活性化に繋げることを目的としているところでございます。毎月月末を締め切りといたしまして月に100名というような予定を立てております。キャンペーンの期間は9か月を予定しております。今回御説明いたしました事業の内容につきましては、今後のコロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、期間等変更を余儀なくされることがあるかと思いますが、拡大状況を注視しながら実施をしていきたいと考えているものでございます。次に18節負担金、補助及び交付金でございます。17件あります負担金及び補助金のうち、13件が西そのぎ商工会への補助金でございます。西そのぎ商工会を通して町内商工業者への支援を行っているものでございまして、主なものといたしましては、5行目、商工会組織支援事業補助金、組織の強化と財政基盤の強化による会員サービスの向上を図ることを目的に運営補助を行っております。西そのぎ商工会の会員1,015事業所のうち、長与町は447事業所が会員となっているところでございます。巡回指導、経営状況の分析、事業計画の策定、補助金等の認定申請、そのほか近年ではコロナ関連補助金申請等のサポートを担っていただいているところでござ

います。また10行目、創業塾開催事業補助金におきましては、創業に必要な情報につきまして、学ぶ機会と開催されるセミナーを行っております。補助金で創業までの必要な手続き、あと資金調達、経営計画書の策定などを行う予定でございます。13行目、小規模創業者育成事業補助金では、創業セミナーを受講し経営計画等の策定を行っている新規創業者に対しまして、開業時に必要な顧客獲得に向けた販路開拓費などにつきまして補助を行うものでございます。14行目、長与町地域商業活性化事業補助金につきましては、中央商店街におけるチャレンジショップにおいてのトライアル店舗の運営費に対する補助金でございます。町内で新たに創業を希望している事業者や新規の創業者が継続して切れ目のない補助が受け入れるように、長与町の方としても西そのぎ商工会と連携して事業を行っていかうと考えているものでございます。続きまして20節貸付金でございますが、小規模企業振興資金預託金は、小規模事業者への運転資金や設備投資の資金として融資を行うため、それから小規模企業創業支援資金預託金は、創業される方への資金支援として融資を行うために、それぞれ町内3銀行4支店への預託金となっております。こちらについては歳入でも説明いたしましたとおり、年度末回収金として回収されるものとなっております。次に7款1項2目観光費でございます。主なものとしたしましては、18節負担金、補助及び交付金、1行目の長与川まつり補助金になりますが、長与川まつり実行委員会への運営補助金でございます。それから144、145ページをお開きください。3行目、長与シーサイドマルシェ補助金でございます。令和4年度より令和3年度まで2款総務費において予算計上しておりましたPR事業につきまして、7款観光費の方で予算の方の計上を行っております。シーサイドマルシェ運営補助金につきましては、交流人口の拡大を目的としたものであり、令和4年度から観光事業といたしまして、こちらの方に計上をさせていただいているところでございます。続きまして200、201ページをお開きください。11款災害復旧費1項1目農業用施設等災害復旧費につきましては、農地や農業用施設における災害に備え、工事費、原材料費などを計上いたしているところでございます。以上で歳出の説明を終わります。

引き続き222ページをお開きください。債務負担行為の関係調書でございます。長崎県に対する損失補償が、造林資金が222から225ページまで35件でございます。その下に224、225ページまででございます森林整備活性化資金が18件、あと226、227ページ林業経営維持資金が17件、利用間伐推進資金が5件となっております。長崎県からの損失補償となっております。その下の段になります。農林漁業資金による耕地等整備元利金補給、こちらが長与木場、長与岡北改良区2地区の償還補助金の分になります。最後に令和4年度長与町一般会計予算にかかる主要な施策に関する説明書でございます。産業振興課所管分が17、18ページとなっております。御参照いただければと思います。28ページに特別職・非常勤職員報酬一覧、あと35から37ページに補助金・負担金一覧を記載させていただいております。それから45、46ページ、基金の状況におきましては、森林環境譲与税基金の記載をさせていただいており

ます。併せて御参照いただければと思っております。大変長くなりましたが、以上で産業振興課の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。説明があった順に質疑を進めていきたいと思えます。まずは予算書の第2表地方債ですね。農村地域防災減災事業の地方債が計上されております。説明書の中にも入っておりますので、そこでの質疑も構いません。それではページを追っていききたいと思います。まず歳入の10、11ページですね。2款3項1目、それでは22、23ページ15款1項3目ですね。ページを進めます。24、25ページ15款2項4目のうち6件ですね。戻っても構いません、ページは進めていきます。27ページ上段までですね。それでは28、29ページ15款3項の中の3目、4目、5目の全部ではなかったですね。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと戻りますけど、24、25ページの15款2項4目1節の県補助金の水利施設等保全高度化事業補助金なんですが、これはもちろん歳出の方にも同じ項目で同額があるんですが、先程歳出の説明で2か所という御説明だったと思うんですが、もう少し具体的な場所と、あと内容を詳しく伺いたいんですが。あとは全額が県補助金ということで、県から「してくれ」というふうに言われているものなのか、こちらから「やる」ということで、そういう補助金をもらっているのか御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

場所につきましては、長与町の2つの改良区がございます。長与木場改良区、長与岡北改良区、木場につきましては5か所の施設の機能診断、岡北につきましては2か所の機能診断ということになっております。あとこれにつきましては、国の補助事業が令和7年度まで機能保全計画を立ててすることによって、機能診断については国から100%補助が出るということで、それに伴って保全計画を進めている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

もうちょっと詳しくいいですか。水利施設合計7か所ですかね。その水利施設がどういうものか、機能診断とはどういう項目というか、何をするのかをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

まず長与木場地区につきましては、加圧機場、用水機場、要するにポンプの上げ下げ

の機能診断とか、あと長与岡北につきましても、用水機場のポンプの上げ下げとか。あとファームポンド、貯水池の診断とかという大まかな概要にはなっております。中身につきましては実際調査に入って、クラックが入ってないかとか、あと漏水がないかとか、いろんな項目がございますけども、まず機能診断を受けた上で、その結果をもって次年度以降に修繕、工事という形の手続きになるかと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。4年度はそういう診断を行って、その翌年度からそういう必要があれば修繕をするということで。最後その機能診断とかは、どっかに委託されるんですか。どこが行うのかをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

改良区と土地改良連合団体と契約を結びまして、診断を受けます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

同じところの25ページなんですけども、新規就農者育成総合対策事業補助金525万円、歳出の方でも同額計上されていますけども、今1名おられるということを説明されたんですけど、どういう補助をされるのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

令和3年度までありました青年就農給付金に代わりまして、令和4年度から新しく新規就農者育成総合対策事業というふうに変わりました。内容につきましては、まず新規就農者に資金面の提供ということで月12万5,000円の12か月の3か年。あと上限の500万円につきましては、機械のリースであったり改植であったり、そういったものに充てることとなります。ちなみに500万円につきましては負担割合がございまして、国、県、御本人の2分の1、4分の1、4分の1というふうな負担割合になっております。町からの手出しはございません。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。現在1名ということなんですけども2名、3名と。もちろん予算のあ

れぐらいでは、もっとウエルカムでどんどん応募して欲しいというような内容になっているんですが、この525万円が1名では余るという金額になっているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

月12万5,000円の12か月分については、固定のお支払いで補助になりますけども、国の500万円につきましては、今後の計画の中でどのくらい御本人が必要かということで、減額もあり得るのかなというふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページを進めていきたいと思います。34、35ページですね。1番上段の貸付金元利収入ですね。20款3項1目の2つと、あと雑入のところで説明がありました。次のページも雑入と1番下の町債、農業債。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

34、35ページの雑入の中のふれあい農園使用料で、302区画で区画ごとに金額が違うものなのか。どれぐらいの率が今ふれあい農園として、借りてもらっている状況にあるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

使用料につきましては面積ごとに金額が変わっておりまして、20平米の所は2,000円、30平米の所は3,000円となっております。現在の使用状況につきましては、町内の6か所ある農園の中でもやっぱり人気のある箇所、ない箇所ございまして、6つを全部平均しますと大体89%、9割近くが借りられている状況になっておりますが、人気の所は100%埋まっていますけど、ちょっとという所は7割ぐらいに留まって、89%、9割というような借用率になっております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

おおむね89%の利用率ということは、この数年そんなに変わりがないのか。退職されてそういうものを趣味で始められるという方も結構多く聞くんですけども、御自身が土地を持っていらっしゃる方もその中に含まれますので、皆さんが借りていらっしゃるとは思わないんですが、この数年の傾向としてはおおむね一緒なのか。そこはいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

令和2年にちょっと人気がある丸田の農園があるんですけども、そちらの区画を増やすということがございまして、そちらの分で全体の母数としては上がっているところではあるんですけども、おおむね借用率に関しましては、委員おっしゃられましたとおり例年そこまで大きく変化はなく、9割近くの借用率という形で推移しております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

ここはふれあい農園の使用料なので、そこをお尋ねして良いか分からないんですが、近年イノシシ等の被害があつて、これはあくまでも個人で借りていらっしゃることで個人への対応にはなるのかとは思うんですけども、ワイヤーメッシュの設置とか、そういったものに関して今現状私もよく分からないんですけど、個人で通常されるものかと思うんですが、そういう相談とか、そういうのはないんでしょうか。借用されている方々。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

委員おっしゃるとおり、やはり個人の畑と変わらずふれあい農園の方にもイノシシやアナグマ等の有害鳥獣被害の御相談というのは常々いただくような話でございまして、ふれあい農園というものが地権者から町の方が借り上げている土地でございまして、外回りの部分に関しましては、町が借りているということですから町の方で被害が見受けられる所は、ワイヤーメッシュを設置しているという事例がございます。農園内の中でさらに御自身でさらに防護をしたいという方が、たまに張られておる方もいらっしゃいますが、その前段階としての対策は町の方でやらせていただいております。あとメッシュのほかに、ふれあい農園付近にイノシシ用の罟でありましたり、農園内にイタチやアナグマ用の小型の箱穴を設置するなどして、皆様の御要望に対応できるように努めております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それでは歳出の方にもページを進めていきます。まず歳出の70、71ページ、2款2項1目ふるさと納税の関係の説明がありました。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ふるさと納税関連のところでは令和3年度もあつたんですが、改めて伺いたいのは、需用費の消耗品費の3,045万円がふるさと納税に関連するということでしたけど、送料は、通信運搬費の方ですよ。そうするとそれ以外の消耗品費3,045万円は、例えば

主にどういったものでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

消耗品の返礼品以外のものにつきましては、プリンターのトナー等につきましてこちらの方で計上をさせていただいております。また返礼品以外に現在キャンペーンとして、サイトの方でアンケートをとっております。アンケートに対します商品も予定としては300件という件数ではございますが、計上をさせていただいているところです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回見込みが1億円ということでしたけど、そういう経費、返礼品や送料、3年度と比べてちょっと増えていますが、委託料の方がそんなに大きく変わってないかなと思うんですが。委託料は、実際のふるさと納税の金額に対して何%とか決まっていたんじゃないかなと思うんですが。3年度が915万円だったんですが、この1億円に対して1,063万円ほど、これはそういう委託料の割合とか、別に変化があったわけではないんですか。説明していただいてもよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

委託料につきましては、現在委託している業者と交渉をさせていただきまして、委託料率が来年度以降下がる予定を見込んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それでは戻っても構いません。ページを進めたいと思います。128、129ページ、ここは1番下段ですね、労働諸費。次のページ行きます。132、133ページ、2目農業総務費と3目農業振興費が産業振興課です。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

128、129ページの高年齢者就業機会確保事業費補助金、シルバー人材センターへの補助金ということで、419人いらっしゃる中で長与町の方が305人、シルバー人材センターに登録をされているという説明であったかと思うんですが、この数年でシルバー人材センターに登録される方自体の人数の推移が分かりますか。増えているのか。これは人数が確定されて予算になっているとは思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

令和元年が減っております、令和元年293人、令和2年が282人、令和3年度につきまして若干数字の方が増えている。長与町の人数の方が305人になっておりますので、令和3年度については増加ということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

元々お勤めになられていた企業や会社などの再任用、再雇用制度が65歳とか、もっと言えはもう少し雇用の年齢が上がっている企業もあるのかもしれないんですけども、その面で若干減少傾向にあって、3年度は少しだけ増えている。その中で様々なお仕事をさせていただいていると思うんですけども、これは、私に入ってくる声ですのでどうか分からないんですが、樹木の伐採ですね、家庭とかの。そういったものの要望は結構住民からお仕事としてあるけれども、なかなかそういう外での作業だったり、ある程度の熟練された方々の人数が減っているんじゃないかという、なかなかお願いしても結構時間が掛かるというようなこともあるというふうに聞いておりますが、その辺は今お分かりになれば。そういう外での樹木の伐採とか、今まで持ってらっしゃった特技を生かしてというんでしょうか。そういうような形で今まで様々なお仕事に従事していただいていると思うんですね。例えば資源回収とかの回収業務であったりとか、いろいろあるとは思いますが、その辺は実情としていかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かにシルバー人材センターに登録されている方というのは、過去に様々な経歴の方がお持ちで、委員が言われているとおり庭の関係の仕事をしたりとか、そういった技術を持っておられた方もいらっしゃいますけれども、やはり庭の仕事となりますと高所に登ってしたりとか、そういった危険な作業を伴う所もございますので、そういった中でやはり高齢者ということで、一定の制限をされた中でお仕事を制御する中で少し厳しいところもありますけれども、今後町といたしましても高齢者の雇用であったりとか、福祉の増進、そういった観点からもシルバー人材センターについては、重要であると考えておりますので、広報等も通じまして時津町とも連携しながら、今後も会員の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それではページを進めたいと思います。戻っても構いません。134、135ページですね。6款1項から次のページ136、137の畜産業費までですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと戻って今のシルバーの関連ですが、先程この補助金は、時津、長与で按分ということでしたが、前回の一般質問でも取り上げましたけれども、シルバー人材の事務局長の給与を2町の町長で協議して決めるというようになちょっと不可解な協定があつて指摘させていただきまして、そのあと時津町と協議して協定の内容を見直すとおっしゃっていましたが、これはその後どうなったのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

昨年、今年に入ってから2月ぐらまで時津町と協定書の内容、あとはいろいろな負担割合についても協議をさせていただいているところでございます。協定書の締結につきましては、今回の予算の方が確定しましてからの協定の締結とはなりますが、内容につきましてはでございます。先程も御説明しましたように各町の補助金の負担割合につきましては、昨年同様均等割が50%、60歳以上の人口割を50%というところは変わりません。あと協定書の中の第4条につきましては、以前御指摘いただいた協定書では給与、あと事務局長について、両町の町長が決定するというふうになっていた部分につきましては、給与については削除いたしております。あと事務局長の部分につきましてもセンターの方から推薦が求められた場合は、2町の町長で協議を行った上で推薦をするものというふうにさせていただいておりますので、主導はシルバー人材センターにありますというような協定書に変更されるものと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その協定はいつ頃でき上がるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらの方の協定につきましては、現在、時津町と協定年月日を調整しているところでございますが、遅くとも令和4年3月末までには協定を結ぶことになるかと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

134、135ページの委託料の有害鳥獣捕獲業務委託料、恐らく猟友会への委託ということでよろしいのかと思うんですけども、前にも私質問したことはあるんですが、猟友会の今の現状ですね。猟銃を保持して、それだけが仕事では当然ないわけですね。

猟銃の保持は、警察の毎年のがあったり、その人物等のという、いろいろ難しい面もありますし、猟銃自体も高いですし、その辺が猟友会で猟銃を買うときにどういうふうな補助があるとか、そういった細かいことまではいいんですけれども、実際、保持されて活動していただいている方々の年齢も当然上がってくるのではないかと思うんですね。ですので猟友会のメンバーの人数が減るとか、そういった意味での大変なところとか、現状は、猟友会の方からは情報として聞いてらっしゃらないでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

委員おっしゃいますとおり、猟友会の中でもやはり構成員の高齢化は年々担当としても感じるところでございまして、やはり年間の途中で体調を崩されて1、2か月お休みされるというようなこともございます。そういった中で、元々やっております免許取得助成なんかを行いまして、町の方で新たに罾であったり、銃であったりの免許を取得されるに当たって町の方で助成を行っておりますが、そちらの補助を活用して免許を取られた方が、新たに猟友会に入っていただくというようなケースもございます。今、主要で動かれている方の年代が、もう70歳後半、80歳に行く方もいらっしゃいますので、新たに入られた方などが50歳の方だったりしますので、そういった方の加入に向けての促進であったり、技術向上に向けて県の研修等を御紹介するなど、猟友会としての質の向上であったり、新たな増員といいますか次世代の育成等も含めて町の方でも努めてまいりたいとは考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

本町の農業を守る意味でも、また今もう本当に食べ物がないのか、町の方にもだいぶん下りてきたりして襲われたりすると非常に危険だということもありますので、是非、猟友会の方々の活動というのは非常に重要かと考えますので、そういった意味での本町の姿勢といいますか、新しい50代ぐらいの方々を採っていただけるような環境を是非。今後もっと周知とか、人数が減って行ってしまって成り立たないという状況に本当はなっているのかもしれないんじゃないけど、私もお会いしたことも何もないんですけど、そういう猟銃を所持するというのがすごく大変だというのは分かっておりますので、そういった意味で町の方も猟友会がいつの間にかもう人数がいなくなって無くなりそうになるとか、そういうことにならないようにしていただいて。これは意見として申し述べたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

137ページの新規就農者育成総合対策事業補助金について少しお伺いしますが、これは新規就農者の育成ということで、就農地はどっかの農家か何かに研修みたいな形で入られるというような、そういうことなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

まず前年の1年目が農家の方の研修であったり、農業センターの方に研修とか、その1年を経て令和4年につきましては5か年計画を立てての事業でございまして、その分の補助という形になっておりますので、前年度にそういった研修を受けている状況でございまして。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

本町において1名がおられるってということなんですが、これは長与町の在住者が希望する方が1名おられるというものなのか。それとも長与町に来て研修を受けたいという方が1名おられるのか。そこら辺の縛りというのはどうなるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

基本的に長与町在住の方でいらっしゃいます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私どもの認識からすれば、農業者になるには、農地を3反以上持つとかなないと農業者になれないとかなんとかっていう、昔そういう認識でおったんですが、こういう方たちは、まずその状況はなしにこの研修を受けられて、改めて農業をやろうという方はその時点でこういう土地を準備しないと農業者にはなれないということなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

今回の方に関しましては、令和2年度より相談等があつておりまして令和3年に入ってから先程御説明したように研修を受けながら、今年度に向けて場所等は土地を借りたりとかというような、そういう準備は御本人がしている状況でございまして。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この研修を受けられて正式に農業をやろうとすれば、やっぱり土地の準備は自分でやらないといけないということですかね。そういうことですよね。分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところなんですけれど、これ当然事業計画書とかを提出していただいたりして、補助するかどうかというのを決定などもされると思うんですが、これはこのまま長与町で農業を続けていっていただくためだと思うんですが、基本的にはミカンとか、特定のものやっていたかという条件みたいのがあったんでしょうか。それとも御本人が作りたい物でできるのか。その辺の要件、少し御説明をいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

基本的に御本人がやりたい分をまずはというのが大前提で、あと親がされていたりしましたら親とかぶらない種目ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

特には作る物の縛りはないということで、そうするとそういう方はもっと結構いらっしゃるのかなと思ったので、これだけの金額を補助でいただけるのであれば、そうでもないですかね。今までの実績とか、こういう補助をした結果そのまま農業を続けていらっしゃる方とか、そういう実績はありますか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

令和3年度まで補助を出しました青年就農給付金につきましては、平成28年度に1名が給付を受けられて、計画を立てて事業を進めたという方がいらっしゃいます。あと実績につきましては、今年度におきましては6件、昨年度におきましては5件の相談がっておりますけれども、実質こういった補助を使ってまでってところまでは、いってないというのが現状でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の1つ上のグリーン・ツーリズムについて伺いたいんですが、先程の御説明で3万円掛ける10団体を見込んでいたということですが、実際に町内などにこういうグリーン・ツーリズムをやりたいという団体がそんなにあるのか。それから町としてはどういったものを想定しているとか、何かあればもうちょっと詳しく御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

グリーン・ツーリズム推進協議会を令和3年11月に立ち上げをしております。現在加入団体が7団体ございます。構成員としては53名がこの推進協議会に加入をしております。体験内容といたしましては、例えばミカン狩りですとかオリーブの収穫体験、ブルーベリーの摘み取り体験、サツマイモの栽培体験、タマネギの収穫体験などがございます。また漁業体験といたしまして、かご漁の体験、カキの収穫体験など様々なプログラムが立ち上がっております。現在町のホームページにグリーン・ツーリズム専用のホームページを作成する作業をしております、4月1日からそのホームページが稼働をいたします。広報ながよ4月号でもグリーン・ツーリズムについては、広報をさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これは金額的には1団体につき大きくはなくとも、やっぱり補助金ですから支給する要件とかがあってというのはあると思うんですが、要件とあとその今おっしゃったミカン狩り、オリーブ収穫、こういったのは実際に利用者というか、お客さんというか、やる方は無料でやるとか、そういうものなんですか。それともそういう事業をやることに対して、有料事業でやるのに対しても補助をしているのか。その辺りをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

補助の要件といたしましては、長与町グリーン・ツーリズム推進協議会に加入していることが要件になっております。補助で想定しているのは、グリーン・ツーリズムの受け入れ開始をするに当たりまして、必要な資材ですね。例えばミカン狩りであったら、それ相当のはさみも必要ですし、あるいは安全対策経費、畑に例えばロープとか杭で安全対策をするとかですね。あるいは漁業体験であればライフジャケットを購入するとか。または今は新型コロナウイルスもございますので、そういったコロナウイルス対策の経費に活用するとか、そういった受け入れ環境を整備するための費用として1回限りの助成をすることにしております。体験料につきましては、それぞれの団体が設定した料金で受け入れをする形になります。無料ですということは想定しておりません、私はそれ相

当の費用を取るべきだと考えておりました、お金を取ることで補助に頼らずに継続して実施することができると考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。勘違いしていました。要するにグリーン・ツーリズム事業を始める人に対しての多少の補助という性質かなと思うんですが、もう1点だけ。10団体を想定しているというのは、今加入団体は7団体ということで、これは1回限りということであれば当然、7団体であれば1回ずつでその分だけということですよ。まだ増える見込みとかっていうのはあるんでしょうか。あとはそのグリーン・ツーリズムっていうのがちょっと漠然としていてもう少し聞きたいんですが、今のだと農業と漁業だったと思うんですが、ほかに何か想定されるようなものはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

増える見込みがあるかという御質問ですけども、現在立ち上げの段階では7団体が加入をしておりますが、広報4月号でも掲載をさせていただきますけども、新たな団体も随時募集をしております。バラエティーが多いほど参加者にとっては魅力になると思います。長与町はミカンだけではなくて様々な作物を栽培している方もおられますから、御自身はこういった提供ができるよという方は、随時、推進協議会の方にも加入をしていただきたいと思いますので。予算的には10団体分となっておりますが、現在7団体ということになっております。またグリーン・ツーリズムで想定している内容ですけども、現在は農業体験、漁業体験でスタートをしたいと思っておりますが、県内のグリーン・ツーリズム協議会、各種団体を見ますとそういった体験だけではなくて、例えばカブトムシを捕るとか、自然を生かしたような体験、あるいは地元の農産物を使って料理を教えるとか、そういった広がりも今後は出てくるんじゃないかなというふうには考えております。

○委員長（河野龍二委員）

関連して質疑がありますか。1時間ちょっと過ぎたので少し休憩した方が良くかなと思っているんですけど、関連した質疑があれば受け付けますけど。

西田委員。

○委員（西田健委員）

鳥獣被害防止対策関連に該当するかどうか分からないんですが、1点確認させてください。カラスなんですけどもこれが該当するかどうか、カラス対策は、本町はどういう対策をされているかを聞きたいんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

こちらの有害鳥獣被害防止対策の事業内容の中には、委員おっしゃられるとおり鳥類に対する被害防止に対する補助というのも一応想定をして予算化をしております。以前にも果樹をヒヨドリ等に突かれて食べられるという御相談がありましたので、防鳥ネットなんかを設置するに当たって補助申請の検討までは行ったんですけども、実際に設置までには至らなかったということがございまして。おおむね実績として上がっているのが、イノシシ、アナグマ等の対策の柵というのが実績としてはあるんですけども、補助の内容といたしましては、鳥類に対する対策も補助の中身に含まれているというところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

聞きたいのはカラスなんですけども、カラスの対策はどういうのがあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

鳥類の中にカラスも含めた形で御説明をしておりましたが。主に木の上に網を張って支柱を立てて屋根掛けをするように網を張るとというのが、主なといいますか対策の一つとして挙げられるかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

追加で、カラスにつきまして有害鳥獣全般でございますが、今回産業振興課で出す長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金の対象となるのは、農業をされている方の分への補助となりますので、鳥類につきましても農地、畑の方でというようなことになることを申し添えます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、場内の時計で55分まで休憩いたします。

（休憩 10時46分～10時56分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き質疑を行います。

ただいま136、137ページまできております。戻っても構いません。ページを進めていきます。138、139ページ1番下段ですね、6款2項1目、引き続き140、141ページ6款2項、6款3項、7款1項ですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

6款2項1目12節林業経営管理制度実施業務委託料ですが、先程御説明いただいて森林管理を委託するものだというのですが、森林管理というイメージとしては、木を切ったりとかされるように感じるんですが、先程の話だと調査や計画を立てるということでしたが、そういったものを行ってその後そういう伐採等になるのか。令和4年度に行うことをもう少し詳しく伺いたいのと、多分この森林管理整備計画は、意欲と能力のある林業経営体というところに委託するものだと思うんですが、長与町の場合は2つですかね。南部森林組合と真樹フォレストというところもそれに入っているように県のホームページか何かで見たんですが、どこに委託するのかとかという内容をもう少し詳しく伺えればと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

令和4年度の委託内容ですけれども、森林の所有者に対しまして御自身の森林を今後も御自身で管理をされるか、それとも森林の事業者に経営管理を委託したいかというアンケートを取ります。これを意向調査と言いますけれども、意向調査とあとは山林の現況調査、樹種ですとか樹高ですとか木の太さとか、そういった調査を行いまして、集積計画を立てるまで、この意向調査、現況調査、集積計画、一連の作業を委託することを想定しております。本川内郷の山林になりますけれども約10ヘクタールを想定しております。2点目の質問、意欲と能力のある事業者への委託の件ですけれども、おっしゃるように南部森林組合と真樹フォレストが今登録業者として名前が挙がっていると思いますが、これは県の方が業者の認定をする形になりますので、今後も増えていく可能性はあるかなと思っています。集積計画を立てたあとに公告をして、そういった登録業者が手を挙げれば、そちらの林業事業体の方に再委託をするという形になります。どこの業者も手を挙げなかった場合、町が森林環境譲与税を使用して間伐などを行うような形になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

実際のそういう作業というか、5年度以降はそういう林業形態ということかなと今の話で思ったんですが、この4年度の調査計画というのはどこに委託されるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

現在想定しているのは長崎県林業公社と話を進めております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

あと1点だけ、先程おっしゃった本川内の10ヘクタール、長与町で管理、整備計画しなきゃいけないような森林は、もうそこだけということなんでしょうか。あともう1点、先程所有者の意向ということでしたが、所有者が「自分ではできない」と言った場合、やってもらいたい場合には、所有者は何らか費用的な負担はあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

1点目の森林経営管理事業における対象面積でございますが、137ヘクタールほど私有林の人工林がございますので、その面積を毎年少しずつ意向調査をかけていくような形になっております。2点目の所有者の負担でございますけども、所有者の負担はございません。逆に森林の状態が良い場合は、森林の売買益あたりも出てまいりますので、そういった利益が出れば経費を差し引いたところで森林所有者にも幾らかは費用が入ってきます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ただいま140、141ページまで進んでおります。次のページまで進めたいと思います。142、143ページ商工費と観光費、145ページ上段まで観光費ですね。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

141ページの6款2項1目18節負担金、補助及び交付金で細かいことなんですけど、今年度まで緑の少年団運営補助金15万円というのがあったと思うんですが、これが無くなったのはその内容と併せて聞いてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

委員がおっしゃいますように令和3年度まで補助がございましたが令和4年度につきましては、緑の少年団は北小校区の子どもたちの緑の活動に関する補助ではございましたが、北小で団員につきまして募集を行いましたけど応募がありませんで、今定員がゼロとなっているところでございます。活動休止というふうになることから、補助金の方は今回上がってないところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この145ページの上段の長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会なんですけど、このキャンペーンは調べますとJR関係と関係する自治体が地域の新たな魅力を発

信し、誘客する国内最大級の観光キャンペーンということで書いてあるんですが、こういった大きいキャンペーンで本町の中身を取り上げていただいたりとか、そういうこともされているんですか、実際。それとあとの協議会に加盟している自治体は、長崎県内全部加盟をされているのか、そこら辺どうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

自治体が全て入っているかどうかという確認がとれない状況でございますので、後程お調べしてお答えするというところでよろしいでしょうか。あとキャンペーンの分につきましては、長与町といたしましても長与町の周知、観光等についての周知を行っていただけよう、こちら政策企画課とも連携をしておりますので、そちらと連携しながら実行委員会に協議を行ってまいりたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今年からなんですか、この会費も。それとも以前からなら実績としてこういうものを紹介されましたとか、そういうものがあれば。長与町をキャンペーンの中で魅力ある地域として発信をしていただいたとか。長与町は駅を抱えているので、多分加わっているのかなあと思って。最初の質問は例えば西海市なんかは駅も何もないんで、ここら辺も入っているのかなあというような疑問があったものですからそこを聞いたんですけども。これ大きい観光地がJR辺りと組んでやられるようなキャンペーンで、どうも会費だけをちょっと加わってくださぐらいな感じで誘われているのかなあという気がしたもんですから、お聞きをしているんですが。以前の実績としては何も無いということですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

3年度より負担金の徴収がっております。3年度の実績についてはまだ実績等届いておりませんので、分からないところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

141ページの6款3項1目水産振興費なんですけども、町長の施政方針の中で、水産関係でナマコやカサゴなどの稚魚放流事業や藻場の再生等と書いてあるんですけども、この中でその辺の稚魚のあれというのは、この負担金、補助交付金の中のどこに該当するのかというのを伺いたいですけど。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

この中には2点ほどございます。1番上の18節の大村湾栽培漁業推進協議会負担金、これは大村湾沿岸の構成市町で構成された栽培漁業の協議会に関する負担金でございます、広域的な稚魚の放流を行っています。そして、下から2番目海フェスタ大村湾体験事業の負担金でございます、これは大村湾漁協と長与地区の漁業者と連携して実施する事業になりまして、この負担金のうち稚魚の放流も含まれており、来年度はナマコの稚魚を7万尾、カサゴの稚魚を4,000尾、合わせて7万4,000尾を想定しております。町の総合計画の令和7年度の目標値としては8万尾としておりますので、まだ目標達成には至っていないような状況ではございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

その負担金が5万円とか、ちょっと少ないような感じはするんですがこれで十分足りるんですか。この稚魚放流に関しては。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

栽培漁業の稚魚放流に関しましては、大村湾内全域でナマコを12万尾放流することとしておりまして、そのうち長与湾で何万尾放流するかは、まだ決まっていないような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

先程お尋ねいただきましたデスティネーションキャンペーンですが、長崎県の市町は全て加入になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

3点ほど。141ページの負担金の中の水産多面的機能発揮対策負担金、これ土壤改良ということでさっき話を聞いたんですけど、もう少し具体的に聞きたいということ。それから143ページの12節委託料の長崎コロナ対策の分です。これは今回コロナ対策についてのこの負担金、現状少し少ないような感じがするんですね。これだけしか限定されてやってないのかということ。それから負担金の中で商工会組織支援事業補助金

が、長与町が今447事業所と言ったんですかね、会員がね。前は私の記憶ではもう550～560あったというふうに認識をしているので、100ぐらいもう減っているわけですね。具体的にどんな仕事をしているのかということ。この3点をお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

1点目の御質問、水産多面的機能発揮対策負担金の内容について御説明をしたいと思えます。こちらの負担金に関しましては、二つの活動組織への補助となっております、1点目が長与浦の再生活動組織、もう1点が大村湾全体での大村湾地域漁業環境保全会への補助となっております。2つ目の大村湾全体の補助に関しては、海底耕うんを実施しており、大村湾が海水の出入りが少ないということで、海底の酸素が不足するために海底耕うんをして酸素を海底に供給するというような作業をしております。長与浦の再生活動組織の内容につきましては、海底耕うんも行っておりますが他にも様々な取り組みをこの負担金の中でさせていただいております。1つが客土、砂を海底に撒きまして、稚貝の沈着などを促進するような作用が期待できます。またアオサの除去ですね。大村湾はアオサが非常に発生しやすい環境にありまして、それをそのままにしておくと海底に沈みヘドロ化してしまいますので、そういったアオサの除去。あとは浮遊物、海上に漂っているようなごみの回収の除去も行っております。また水質の調査などの定期的なモニタリングなども行っております。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

2点目の御質問でございます。まず商工費の12節委託料、ながさきコロナ対策飲食店認証制度応援キャンペーン、こちらの方しかコロナ対策が載っていないということで少ないのではないかとというような御意見だったかと思いますが、今回は消費喚起ということで、当初予算としてはこちらだけ載せさせていただいているところではございますが、今後のコロナの状況を見まして、支援金あとはいろいろな消費喚起、そういうのも考えて今後補正とかでお願いをすることになるかとは考えております。あと会員が減っているということでございますが、こちらの方やはり商工会の方、いろいろと加入促進はされているようでございますが、会員が減っているというのは事実でございます。組織支援事業としてされている分でございます。令和2年度で申し上げますと、巡回指導が全体になりますが、2,122件、窓口の指導が4,281件、合わせて6,403件、そのほかいろいろな補助事業でございます。ものづくりの商業サービスの向上支援補助金、あと小規模事業者の持続化補助金とコロナ対策の補助金がございます。こういうものにつきましても、申請のサポート等をされているところでございます。あと国でやってお

ります生産性向上特別措置と言いまして先端設備の導入に関する申請等がございますが、こちらについても商工会の方で支援をしていただいております、こういうふうなバックアップをされることにつきまして、商工会組織支援事業補助金で賄っていただいているというところがございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私もコロナ対策飲食店認証制度応援キャンペーンについて伺いたいんですが、先程伺った内容だと詳細が分からなかったの、細かいところまで聞きたいことが多いので、1個ずつ伺いたいんですが、まず委託先は商工会ということによろしいのかと、その財源ですね。同様のキャンペーンに県とかから補助があるのか、町の単独の事業なのか。ちょっとまずはそこをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

委託先は商工会と考えてはおります。財源につきましては、国の臨時交付金を充てさせていただきますとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

まず、これだとコロナ対策認証を取っているお店を利用してくださいという促進にもなっていると思うんですが。先日の第6波によって長崎県にまん延防止措置等が出て、2月3日から最初は14日までだったかと思うんですが、その予定で時短休業要請が出たときには、確か県の発表だと認証店と非認証店では、コロナの発生率等に有意な差はなかったということだったんですね。それによってその時短休業要請も協力金も認証店も非認証店も何の差もなく、一律で同様のものだったと思うんですね。これだともうこういうキャンペーンを町が行うということは、認証店を利用してくださいというような、言ってみれば認証店は安全というようなちょっと誤ったというか、正確性を欠くメッセージにもなるんじゃないかと思うのですが、その辺りをどうお考えなのか伺います。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

確かに第6波が来たときだったかと思いますが、認証店と非認証店ではそんなに差がなかったということですが、県に確認したところ、認証店を利用した人の数の方が非認証店よりも多かったというところもございまして、コロナの数も増えていると

というようなことを県からもお聞きをしております。あと今回県知事の会見で、まん延防止の方は外れますけれども、認証店を利用するよにということを知事からも申されているということもございまして、認証店を使っただくというところございまして。ただし先程の御説明でもありましたように、コロナウイルスの拡大が進みましたら、このキャンペーン自体実施を少し考えさせていただくというよなところはございまして。状況を確認しながら、安全を確認しながら、させていただければと思っているところではあります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先程の話でレシートを郵送して月に100名まで1名に当たり、抽選で1名5,000円ということでした。これまずレシートそのものを郵送するということですか。例えば写真を撮ってメールで送るとか。というのは、レシートはいわゆる領収書ですので、それは人によっては必要な物だと思うので、現物を送るのはどうなのかなというのがある。写真もしくはコピーでいいのかとか、ちょっと細かいことですが。それと5,000円の商品券が当たるということですが、そうするとその利用額ですよ、飲食店での。5,000円以下のレシート100円、200円でもいいのか。まずそれをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

まずレシートの方なんですけど、500円以上の利用で応募をいただくということを考えております。あと最初の説明にもあったかと思うんですけど、ホームページで写真を撮って応募いただくことももちろん可能ですし、ホームページ等を御利用いただけない方に関しては、郵便で送っていただければと思っっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、その認証店への周知ですよ。こういうキャンペーンをやるよということで、例えば商工会に入っていないけど認証店というのもあるかなと思っんですけど、普段レシートとかを出していないお店の中にはあるのかな。そういう所が、キャンペーンを応募するからレシートを出してくださいとやっていう、そういうやりとりとかも発生するのかな。こういうキャンペーンを町がやっているからレシートを出してください、というようなことをしっかり周知させる必要があるのかなと思っんですけど、そういう事業者に対しての周知はどうお考えかということと、もう1点、毎月100名ということですけど、例えば何回も応募してくる人は、そういうところまではどうするか、そういう制度的な部分は考えられているのか。月が変われば同じ人でも応募して当たる

のかとか。その辺りはどうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

事業者への周知に関しては、委託する西そのぎ商工会と協議をしていきたいとは思いますが、店の方にポスター等を掲示していただく予定にしておりますので。あと事業者への丁寧な説明を委託業者とともにしていきたいとは思っております。あと抽選なんですけど、一月につき1回しか当たらないというのはもちろんなんですけど、何回か応募されて、応募総数が少なければ、もしかしたら当たる可能性はないとは言えないと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最後にしますが、最初に聞いたことと重なるんですけど、これだと本当にいくら県が言っているからとはいっても、町としても認証店を利用してくださいというようなメッセージになると思うんですけど、その結果町内の認証店で飲食をして仮にそういうクラスターが発生したとかってなった場合に、認証店は安全というような印象を与えてしまっている一定の責任とかが発生しないのかなと思うんですけど、そういう可能性に対して何かお考えがあるか。

○委員長（河野龍二委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かに委員が申されますとおり認証店と非認証店の差につきましては、知事の会見からも差が無いということで、今回まん延防止の段階では差別をしなかったという経緯がございます。しかしながら、課長が申しましたけれども認証店の方が安全だという認識のもと、利用されている方が多かったということで、利用頻度の関係で感染者も出たことは事実であります。確かに認証店だから全く感染者が出ないというのは言えないかなと思うんですけども、黙食とか、マスク会食とか、そういったことを認証店でも徹底をしてもらって、さらに安全性を高めて感染者が出ないような方法でお願いしたいと思っておりますので。県も認証店については推進をしておりますので、本町としましても認証店を増やすことを考えますと、こういったキャンペーンを打つ中で、今後も認証店の増加に繋げてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。実際に私も町内の飲食店はいろんな店を利用するんですが、認証店の認証を取ってから、例えばパーテーションとかそういうのを外してしまう店も結構実はあるんですね。なので町が認証店を使ってくださいと言うからには、そういったものも一定ちゃんと守られているかと、ただ認証を取ったというだけではなくて、そういったところまで確認すべきじゃないかなとも思うんですが、そういうお考えはありますか。実際のところ認証を取ったけども、認証したあとはそれを守ってないというような所もある。そういうところの確認等はお考えがあるか、最後にそれだけお願いします。そういう事業者があることをどう考えるかというか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まずは認証店、長与町内に現在恐らく30店舗あったかと思います。認証店につきましては、この事業を開始する前に再度、認証店としてきちんとなっているかというのを事業者自体で確認をしていただきたいという周知徹底をさせていただきたいと思っております。また認証店の方にも商工会と確認をしながら、今回のいろいろと時短協力金とか支援金とかございまして、いろんな方からいろんなお店の情報をいただくことがございます。そういう情報の中で認証店について「徹底されていなかったよ」というような御忠告等がございましたら、すぐにでも現場に赴きまして認証店に「ちゃんとしてください」というような周知を、認証を行っているのが県になりますので、県と協力をしながら行っていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページを進めたいと思います。今145ページまでですから、あと200、201ページ災害復旧費ですね、農業用施設等災害復旧費1目。ここまでですね。質疑はありませんか。あと主要な施策に関する説明書のページも説明がありました。17、18ページ。質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは産業振興課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で11時40分まで休憩いたします。

（休憩 11時32分～11時38分）

○委員長（河野龍二委員）

では休憩前に引き続き、質疑を行いたいと思います。

ただいまより建設産業部土木管理課の質疑を行います。提案理由の説明を求めます。

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

それでは議案第17号令和4年度長与町一般会計予算の土木管理課所管分につきまして、所管課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

こんにちは。それでは議案第17号令和4年度長与町一般会計予算、土木管理課所管分につきまして御説明いたします。初めに予算書の8ページをお開きください。第2表地方債になります。3段目急傾斜地管理事業、4段目道路橋りょう事業、5段目港湾管理事業及び8段目の公園施設長寿命化事業の4項目が土木管理課所管分になります。続きまして一般会計予算に関する説明書により歳入の部から説明いたします。まず14、15ページをお開きください。中段の12款2項1目土木費分担金は、令和4年度から新たな事業として予定をしております、嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策事業の今年度の地元負担金予定額となります。今年度の事業費の5%を計上しております。次ページをお開きください。13款1項5目土木使用料1節道路橋りょう使用料は、電気、電話の電柱や電線、ガス管等の道路占用料になります。同じく2節都市計画使用料のうち説明欄1番上の行の公園占用料は、道路と同じく電柱、電話塔の占用分、2行目の中尾城公園使用料は、草スキー、モノレールの使用料になります。3行目の都市公園使用料は存目計上しております。4行目の潮井崎交流館施設使用料は、展示ホール、冷暖房、シャワー使用料になります。3節住宅使用料は、東高田、西高田、岡岬団地の町営住宅の現年分の使用料の収入見込みになります。2段下の5節町営住宅駐車場使用料は、現年分の収入見込額になります。4節及び6節の滞納繰越分につきましては、住宅使用料、駐車場使用料のそれぞれの滞納繰越しの収入見込額を計上しております。次ページをお開きください。13款2項3目土木手数料1節住宅手数料は、存目計上をしております。次ページをお開きください。14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金、説明欄1行目の安全で快適な地域社会の創造補助金は、三彩地区の道路法面の補修設計業務に充当する補助金となります。事業費の50%を計上しております。2行目の道路橋長寿命化による安全性の確保補助金は、2橋の補修工事や橋りょう点検業務などに充当する補助金です。事業費の55%を計上しております。2節都市計画費補助金のうち、説明欄2行目の公園施設長寿命化計画策定事業費補助金、3行目の公園施設長寿命化対策支援事業費補助金が土木管理課所管分となります。公園施設長寿命化計画の改定業務や3公園の公園施設長寿命化対策工事に充当する補助金になります。それぞれ事業費の50%を計上しております。4節住宅費補助金は、全て土木管理課所管分です。主なものとして、説明欄3行目の公営住宅等ストック総合改善事業補助金は、東高田町営住宅B、C棟の外壁改修工事や工事監理業務などに充当する補助金となります。5行目の空き家再生等推進事業補助金は、令和4年度に新たにに取り組む事業です。歳出の空き家対策費の老朽危険空家等除却支援事業補助金に充当する補助金になります。補助額の2分の1の額を2件分計上しております。6行目の親子でスマイル住宅支援事業補助金は、令和3年度まで子育て応援住宅支援事業補助金からの名称変更となっており、歳出の親子でスマイル住宅支援補助金に充当する補助金になります。次に2

6、27ページをお開きください。15款2項6目土木費県補助金1節土木管理費補助金は、令和4年度から新たな事業として予定をしております嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策事業の測量設計委託に充当する補助金になります。事業費の2分の1の額を計上しております。2節住宅費補助金は全て土木管理課所管分です。次ページをお開きください。15款3項6目土木費委託金1節土木費委託金は存目計上です。同じく2節港湾費委託金は、港湾施設の管理事務に伴う委託金になります。次ページをお開きください。17款1項4目土木費寄附金は存目計上をしております。次に34、35ページをお開きください。20款5項1目雑入1節雑入につきましては、7行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料は、374万7,000円のうち57万6,000円、2行下の各種施設電話使用料は、4,000円のうち1,000円、次ページの5行目舗装補修工事負担金、6行目の町営住宅光インターネット装置設置料、7行目の境界立会他証明等交付手数料1万3,000円のうち1万2,000円、以上5点が土木管理課所管分として計上しております。舗装補修工事負担金は、上下水道課の配水管布設替工事に伴い青葉台団地や中尾団地の舗装工事を予定しており、上下水道課の負担分を計上しております。次ページをお開きください。21款1項2目土木債1節急傾斜地管理事業債につきましては、急傾斜地の対策工事や維持工事の起債対象額の100%を、2節道路橋りょう事業債につきましては、舗装工事などの起債対象額の90%を、3節港湾管理事業債は、県施工の長与港緊急自然災害防止対策事業の地元負担金起債対象額の100%をそれぞれ計上しております。4節都市計画事業債のうち、説明欄1番下の公園施設長寿命化事業充当起債が土木管理課所管分となります。公園施設長寿命化対策工事の起債対象額の90%を計上しております。以上が歳入の部になります。

続きまして歳出の部でございます。144、145ページをお開きください。8款1項土木管理費は全て土木管理課所管分です。1目土木総務費1節報酬から4節共済費につきましては、部長を含め土木管理課職員総数10名分及び会計年度任用職員1名分の人件費になります。12節委託料につきましては、道路台帳作成整備委託料を含む各種点検などになります。次ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金につきましては、県事業の国道207号道路改良事業に伴う地元負担金のほか、各種協会の負担金になります。2目急傾斜地管理費12節委託料の主なもの、令和4年度より新たに取り組む嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策事業となります。用地測量や調査設計業務を予定しております。14節工事請負費につきましては、令和3年度の事業計画の変更を行った池山地区の急傾斜地の維持補修工事分になります。続きまして8款2項2目道路維持費の主なものとしたしまして、12節委託料につきましては、通常費用として町道等の維持補修作業員の業務委託や街路樹の選定や除草委託のほかに、町道嬉里線の側溝整備調査業務や三彩地区の道路法面設計業務などを予定しております。14節工事請負費につきましては、通常の維持補修工事のほか、青葉台団地や中尾団地において令和3年度に上下水道課で施工した配水管布設替工事箇所舗装工事や長与中央線街路

灯改良工事などを予定しております。17節一般備品購入費は、草刈機など購入を予定しております。同じく3目道路新設改良費は、8節旅費、10節需用費、12節委託料のうち下の行、町道改良測量設計委託料及び14節工事請負費が土木管理課所管分になります。主なものといたしまして、14節工事請負費は、高田川河川改修工事に伴う兼用道路舗装工事を予定しております。4目橋りょう維持費12節委託料は、橋りょう定期点検業務を予定しております。同じく14節工事請負費は、2橋の補修工事を予定しております。続きまして8款3項河川費及び次ページの4項港湾費は、全て土木管理課所管分です。3項河川費1目河川総務費の主なものといたしまして、12節委託料は、斉藤地区排水ポンプ保守点検や河川除草費用などになります。次ページをお開きください。14節工事請負費につきましては、通常の維持補修工事分を計上しております。18節負担金、補助及び交付金は、高田川改修に伴う県事業地元負担金と協会負担金になります。8款4項1目港湾整備費、主なものといたしまして、12節委託料は、長与港港湾施設管理業務等委託料になります。14節工事請負費は、長与港西側埋立地コンクリート舗装補修工事を予定しております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、白髭地区の照明灯工事や長与港のしゅんせつに伴う県事業地元負担金のほか、協会負担金になります。続きまして154、155ページをお開きください。8款5項5目公園緑地管理費1節報酬から4節共済費及び8節旅費のうち、下段の会計年度任用職員通勤手当につきましては、これまで中尾城公園の公園施設管理を管理公社へ委託しておりましたが、管理公社の規模縮小と業務の効率化の観点から委託業務を会計年度任用職員へ変更しております。公園施設長、作業員及び作業補助員の3名分を計上しております。10節需用費につきましては、水道、下水道、電気、ガスなどの使用料など経常的経費のほか、花の苗配布事業のための花の苗代などになります。同じく12節委託料は、説明欄3行目の設計委託料以外が土木管理課所管分です。主なものは、説明欄1行目の各公園のトイレ清掃である公園清掃管理委託料、説明欄6行目の中尾城公園や潮井崎交流館の施設管理など公園施設管理委託料及び、平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画の見直し業務を予定しております。そのほかに公園警備や剪定業務、公園遊具点検業務などの委託料があります。次ページをお開きください。13節使用料及び賃借料につきまして、借地公園の賃借料のほかAEDや潮井崎交流館敷きマットなどの賃借料になります。14節工事請負費は、説明欄の公園整備工事のうち1,000万円及び、長寿命化対策工事費が土木管理課所管分となります。通常の維持工事のほか、3公園の遊具更新工事を予定しております。17節備品購入費は、草刈機の購入を予定しております。18節負担金、補助及び交付金は、公園関係の協会費等の負担金になります。8款6項住宅費は全て土木管理課所管分です。主なものといたしまして、1目公営住宅管理費12節委託料は、町営住宅植栽剪定委託料などの維持管理に係る委託や東高田町営住宅B、C棟の長寿命化工事の監理監督業務及び東高田町営住宅D、E棟の長寿命化工事設計業務などになります。次ページをお開きください。14節工事請負費の主なもの

は、東高田町宮住宅B、C棟の長寿命化工事などを予定しております。18節負担金、補助及び交付金は、住宅関係の会費等になります。続きまして2目安全・安心住まいづくり支援事業費12節委託料が耐震診断委託料になります。18節負担金、補助及び交付金は、耐震診断やアスベスト診断の補助金になります。続きまして3目建築費18節負担金、補助及び交付金は、住宅性能向上リフォーム支援補助金10件分と親子でスマイル住宅支援補助金4件分になります。親子でスマイル住宅支援補助金は、令和3年度の子育て応援住宅支援補助金からの名称変更や補助対象要件が拡充されております。4目空き家対策費1節報酬及び8節旅費は、空家等対策協議会委員の報酬になります。同じく18節負担金、補助及び交付金は、老朽危険空家等の除却を支援する補助金になります。補助額は補助金の交付対象となる経費の2分の1の額を上限として、50万円の2件分を計上しております。大きく飛びまして202、203ページをお開きください。11款2項公共土木施設災害復旧費は、全て土木管理課所管分です。1目道路等災害復旧費8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで災害復旧に関する予算を計上しております。災害に対し早急に対応するため令和3年度と比較して、14節工事請負費は300万円増額し800万円計上しております。なお主要な施策に関する説明書の19、20ページに主要な施策、28ページに特別職・非常勤職員報酬一覧、37ページに補助金・負担金一覧、43ページに長期継続契約予定一覧の土木管理課所管分が掲載されております。御参照のほどよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではここで休憩に入ります。

場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時00分～13時13分）

○委員長（河野龍二委員）

では休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、土木管理課所管の質疑を行いたいと思います。ではページを追って質疑を進めていきたいと思います。まずは議案書、予算書の第2表地方債があります。4つですね。急傾斜地、道路橋りょう事業、港湾管理事業、公園施設長寿命化事業がありました。ここで質疑はありませんか。後程、歳入歳出のところでも出てきますのでそこでも構いません。それでは説明書のページを追っていきたいと思います。まずは14、15ページですね。12款2項1目先程の急傾斜地崩壊対策事業分担金ですね。歳出でも出てきますのでどちらでも構いません。一応ページを進めたいと思います。16、17ページ、土木使用料ですね。道路等占用料、公園占用料、都市計画使用料は全てですね。住宅使用料、駐車場の滞納繰越分まで土木管理課です。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

16、17ページの13款1項5目2節中尾城公園使用料についてなんですが、先程この内容が草スキー、モノレールの利用料ということだったのでお伺いしたいんですが、この草スキーとモノレール、利用の金額とその対象ですね。確かモノレールは高齢者が無料だったりというのはあったと思うんですが、説明していただいてよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

基本的に身体障害者の手帳を持たれている方とその介助人1名まで無料という形をとらせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

モノレールは110円だと思うんですが、往復ですね。今おっしゃった方以外は有料なんですか。高齢者と幼児は無料だったと思ったんですが、違いますか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

幼児は、運用上で無料で行っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確か草スキーも小学生以上は110円で幼児が無料だったと思うんですが、先日利用をされた方からの御意見で、幼児2人を草スキーに連れて行って無料だった。ただ大人は、モノレールはどうしても有料になるということで、受付から草スキーまで幼児と草スキーのソリを持って坂を登っていくのがすごくきついと。あれモノレールを使えば大分短縮できるんですが有料であるということで、110円というのは出せる方にとっては大した金額じゃないと思うんですが、やはり困窮家庭なんかであれば、毎回それを払ってあそこに遊ばせに行くのは難しいという場合もあると思うんですね。それで実際この使用料が全部で年間46万4,000円程度ですので、本町が子育てを応援したり、そういう町であるのであれば、さっきの障害を持った方の介助者は無料というような同じ考えで、幼児の保護者も無料にしたらいんじゃないかなと私は思うんですが、そういう町の姿勢が出るような料金設定、検討はできないものか。もし今お答えできるものがあればお願いしたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

現状は、そのような条例も要綱等もありませんので110円は掛かります。これが現状だと思います。今話をお聞きした中でそういった住民からの要望等は受けたことが今までは私の方が無かったということで、これまでは検討はしてきていないというのが現実です。モノレールがどうしても維持費等に相当な費用等も掛かって、金額的にも110円、往復乗れるような格好で一応設定をさせていただいている中で、なかなか今子育て世代でそのようにできないかという御相談ではあるんですけども、この点について今まで出ていないということは一定の理解を得た中で、運営ができていたのではないかというふうに私は理解するんですが、そういう声が多数増えてくるということであれば、今後検討はしたいと思うんですが、今初めて聞いた中で、できないのかと言われると現状はそこまで至らないのかなという考えで今思っている状況なので、今後状況を見ながら考えさせていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

使用料46万4,000円では、公園緑地管理費なんかの全体の額からいけばもちろん僅かですが、逆に僅かだからこそ、そういう無料の対象を増やしても、逆に言うと町としてはあまり影響ないと思うんですよ。そこを貰ったか貰わないかで維持できる、できないって話じゃないと思うので、そういうサービスを町の姿勢として生かしていただけたらなと思うところで。声が無いということでしたけど「110円まけてくれ」とは多分みんな言にくいと思うんですよ、思っている人がいても。もう我慢するか払うかどっちか。そういうことで検討していただければと思うんですが。中尾城公園に係るところで、使用料とは違うんですがもう1点、今回の歳出などで、公園緑地管理費等でスパイラルスライダーを撤去するとかどうにかする。そういった方向のなんらかの設計とか、何かそういう関連の費用はないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

その点に関しましては、歳出の154、155ページの委託料の中で公園施設長寿命化計画策定業務委託料2,000万円があります。これが平成30年度に策定された計画で、この中で長寿命化事業として中尾城公園のスパイラルスライダーを修繕するという計画で今までできておりました。今後はもう修繕がなくなりましたので、計画を外して、まだこれからなんですけども県とも協議しながら撤去で補助事業としてやれるのか。そのほかにも中尾城公園の遊具をどのような格好でやっていけるかというのを、来年度策定の中で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ではページを進めていきます。戻っても構いません。1

8、19ページですね。13款2項3目土木手数料が土木管理課です。存目計上ですね。20、21ページ14款2項4目土木費国庫補助金、ここの中でいくつかありました。活力創出基盤整備総合交付金を除いて全部ですかね。戻っても構いません、ページ進めます。26、27ページ15款2項6目土木費県補助金、土木管理費補助金、住宅費補助金が土木管理課となっております。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと戻るんですけど、先程21ページの14款2項4目4節の中のこの住宅・建築物アスベスト改修事業補助金はどういう補助金かというのを伺いたいですけど。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

住宅の中でアスベストが含まれていないか家主から調査をしたいということであれば申請が来まして、その調査の補助金になります。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

そしたら家主に対する補助金ということなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

この分が158、159ページの8款6項2目安全・安心住まいづくり支援事業の中の18節負担金、補助及び交付金の中のアスベスト診断補助金に充当するような補助金となりますので、アスベスト診断をするので個人からの申請が来た場合に補助するような格好のものとなります。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

そしたら、これはそれを調査するため個人が申請をするものか、それともアパートなり何々を造った家主たちが申請をするのか、もう1回そこら辺どうなのかはつきり。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

アパートの所有者の申請になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今26、27ページまで行きましたね。戻っても構いま

せん。28、29ページ15款3項6目土木費委託金ですね。この土木費委託金と港湾費委託金が土木管理課となっております。続きまして30、31ページ寄附金のところで、土木費寄附金が存目計上されております。戻っても構いません。ページを進めます。34、35ページ20款5項1目雑入のところですね。清涼飲料水と各種施設電話料、土木管理課がそれぞれ金額が指定されております。質疑はありませんか。次のページまで行きまして舗装補修工事負担金の土木管理課分、あと町営住宅、境界立会い等々が土木管理課となっております。次のページまで進めます。38、39ページ町債ですね。21款1項2目土木債の町債、1節、2節、3節、4節の公園施設長寿命化事業充当起債が土木管理課となっております。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

37ページの舗装補修工事負担金5,400万円ですかね。金額が大きいんですけど、これはどっから入ってくるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

この5,400万円につきましては、歳出で出てくるんですけども、まず令和3年度に青葉台団地と中尾団地の水道課の配水管布設工事が行われております。その部分につきまして全面舗装を土木管理課の方で予定をしておりますので、水道の掘削範囲を水道の負担金として上下水道課からいただくような格好で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、歳出の方にもページを進めていきます。歳入に戻っても構いません。歳出では144ページですね。8款1項1目土木総務費から下、全部土木管理課ですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

145ページの12節委託料の中の天満宮地下道電気設備保守点検委託料、長与駅エレベーター保守点検委託料とあるんですが、町が管理する公共道路とか、そういった中で防犯カメラを設置した所じゃないんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

防犯カメラが設置してある箇所は、長与駅と天満宮の地下道、この2か所が土木管理課で設置をしてあるものになります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それはこの中に入っているということですか、天満宮地下道保守点検業務委託料は。カメラの委託料は掛からないんですか、設置すればそれで。どういう管理が必要になっているんですか。教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

委員会を再開いたします。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

8款1項1目13節使用料及び賃借料の防犯設備借上料の方で長与駅構内と天満宮地下道の分の防犯カメラの方を上げさせていただいております。映像の管理は、24時間撮影されておりますので、何か情報提供があった場合には業者を呼びまして一緒に確認をするような格好をとらせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今146、147ページまで行きましょかね。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

道路橋りょう費の中の道路維持費12節委託料の中の町道管理委託料というのが、法面などの町道の除草作業とかの経費の説明であったかと思うんですけども、町の計画として町道も法面もかなりありますけれども、年に何回ぐらいされる予定があるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

町道管理委託料につきましては低木剪定を年に1回で、除草抜根業務というのが歩道にあるものですね、それが年2回計画をしております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

予算ですのでそういった計画ということで。これは例年の回数としましては、実際行われる頻度としては同じ程度の形で予算を計上されているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

例年変わらない数字となります。1点、長与中央線だけは年3回行っております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。ではその下の町道維持補修委託料なんですけれども、予算の時点で、例えば全体的ないろいろ町道で補修が必要になった所のためにされているのか、それともあらかじめここは今年度するというような予定があるのかを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

町道維持補修委託料につきましては、シルバー人材センターにうちの方が1日3人、作業員を来ていただいております。その分の委託料です。あと道路清掃作業という清掃車が走るんですけども、精霊流しのあととかに走らせるように年5回分計上をしているような状況です。この2点について上げております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

おおむね分かったんですが、シルバー人材センターで作業員を3人雇用されている分だと思っておりますけれども、私が言いたかったのは、町道とかで例えば穴が少し空いてるとか、そういうのが自治会や個人の方から情報がいって、そういった場合はその作業員がセメントといったもので修繕をしてくださっていると、それも含まれるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

委員のおっしゃっているとおりで、住民からの情報提供があった場合に対応をするようなものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。現在146、147ページですね。続きまして148、149ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

149ページの道路橋りょう費、町道改良舗装工事費って高田川の横の道ですよ。昨日補正のときに不落で予算を落としたと言っていたんですけどこの分ですか。補正で落とされた分を新たに当初予算で上げられるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

そのとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

見通しとすれば県の地元負担金も今回あとで上げてあるんですが、何か厳しい事情があって不落になっているのかなという気もしたもんですから。どういう事情で不落で。今年は見通しが立つのかなというような心配をするんですが、いかがですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

私どもも不落になったということでお聞きしているもので、今年度はやるということでは聞いてはいるところではありますが、確実にできますということでの回答まではいたしていないところでございまして、できるということでは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ではページを進めていきたいと思えます。8款3項1目河川総務費から次のページ8款4項1目港湾整備費、質疑はありませんか。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

港湾整備費の18節の長与港改修事業地元負担金なんですが、先程御説明いただいたと思うんですが、もう1回内容をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず1点目が白髭地区の街路灯の改修と、あと金額がだいぶ去年とも変わってきておりますが、長与港のちょっと沖合の所でしゅんせつ工事を予定しているということでは聞いております。土砂が溜まっている箇所のものだと思っはいるんですが、情報的にはその2点になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

昨日の今年度の補正でこの白髭公園の話が出たと思うんですよ。また同じものが上がっているということですよ。これは確か令和2年度も同じで行われていない。毎回行わない事業の予算が上げられてきたりすることに対してどうにもできないというか、これはしょうがないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

12月ぐらいに今年度の予算として計上するものとして、県に確認をとっております。県も予算の確保が同じぐらいに行われるところなんです、その中で私たちも同じように予算の確保をお願いしてくださいということで、確保として私たちも予算を上げて通していただくような格好をとっているんですが、取れるか、取れないか分からない段階で県も私たちに求めてきているものもありますので、必ずその工事ができるのかというのは、実際新年に入ってからしか分からないところもありまして。これを落としていくと年度途中で補正予算としてうちの方も上げるような格好にはなろうかと思うんですが、県は予算とれてますかという確認とかもあつたりするものですから、なかなか依頼されているものを上げないということは難しいものと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ではページを進めていきたいと思います。次は154、155ページですね。8款5項5目公園緑地管理費、この中で12節委託料の設計委託料以外が全て土木管理課であるということでした。質疑はありませんか。次のページの156、157ページですね。13節から8款6項の公営住宅管理費、次のページの8款6項4目までですね。空き家対策費まで。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

154、155ページ12節委託料の1番上段の公園清掃管理委託料は、トイレの清掃ということで説明があつたかと思うんですが、例えば何公園あつて週に1回とか週2回とか、そういう予定があると思うんですけども教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

町内で62か所のトイレの清掃をシルバーをお願いしております、尻無川公園、八反田公園、吉無田公園、中尾城公園の4公園につきましては、基本的に毎日実施をしております。それ以外の公園につきましては、おおむね3日から4日に1回程度の割合で、清掃を実施しているという状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

4か所、中尾城公園を含む八反田公園とか毎日ということで、中心部であつたり利用者数が多い所ということで理解はしたんですけれども、中尾城公園などは管理棟もあつて、私の中では中尾城公園の管理をされている方の業務の一つかと思つていたんですが、

そういうことではなくて、これはトイレの清掃で回っていらっしゃるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

そのとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。159ページまでですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

159ページの上の6項住宅費18節負担金、補助及び交付金の中のこの2つなんです。これは何件ぐらいを想定されておられるのか。住宅性能向上リフォーム支援補助金100万円と。件数は何件ぐらい想定をされておられますか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

住宅性能向上リフォームは10件、親子でスマイル住宅支援補助金は4件です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

例年これぐらい来るという見込みで上げられているのか。それとも10件ぐらい提案があっているものについて翌年に計上されているとか、どういうやり方でされているのか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

毎年4月以降に募集をかけます。その中で申請があったものから10件来ましたら、そこで打ち切りという格好でやっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ではページを進めます。202、203ページですね。

11款2項1目道路等災害復旧費は土木管理課となっております。あと主要な施策に関する説明書が28ページですね。あとその他資料が37ページ、43ページでそれぞれあるということです。質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

158、159ページの上段の6項住宅費の1番下の空き家対策費18節負担金、補

助及び交付金の老朽危険空家等除却支援事業補助金、対象の50%で2件分という説明があったかと思うんですが、この2件分に際しては申請を想定される箇所があるものなのかどうかお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

こちらに関しましては、今年度初めて導入する補助になります。今年度は2件上げさせていただいているんですが、まだ計画策定をホームページとかにも載せている状態ではございませんので、どれだけの相談件数があるかというのは今のところ不明となっております。今年度予算は2件なんですけども、策定を挙げた4年度以降で相談があった件数に関しましては、来年度は件数を増やしてみたりとか考えていきたいとは思いますが、4年度に関しましては2件上げているような状況です。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私も初めて見たのかなと思ひまして。町内の中で空家でちょっと崩れて危険じゃないかっていうそういった観点からの補助対象になるということであると思うんですけども、現在は今年度が初めてですので、そういった相談とか対応しなきゃならないんだけど資金面でちょっと難しいというような、今何も情報を上げていらっしやらないのは当然ですけれども、そういう相談が現実、町に対して今までであったというようなことではなかったのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

特別補助をしてくれという相談的なものは今までありません。ただ、条例ができたので、今後相談が増えてくるであろうとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

考え方なんですが、37ページで先程質問をさせていただきました舗装補修工事負担金5,400万円、雑入で計上されていますよね。これは協議をされてここに持ってきたんでしょうけども、例えば他会計からの繰入金であればこういう特別会計繰入金って款項を示して記載がされているんですよ。実際一般会計から水道、下水道事業会計とかに出す場合は、他会計負担金ということで出しておるんですよ。なんでかといえば、明らかにちょうどこの分ぐらいが年間で倍ぐらいに増えとるわけですよ、雑入が。来年見たときにはもうごとと減るわけですね5,000万円。ここに上げるのが正解なのかなとい

うような気がしたもんですから。

○委員長（河野龍二委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かにこの舗装補修工事負担金というのは、上下水道課から一般会計の方に繰り入れるということで、委員が申されますとおり、他会計の負担金という性質もございますので、この計上については財政にも協議をする中で、今回、雑入という形で上げさせてもらっていますけれども、今後どのようにするか、財政当局とも確認をしながら来年になろうかと思えますけれども、今後また検討をさせてもらいたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

158、159ページの先程中村委員からもあった老朽危険空家等除却支援事業補助金ですけども、少し流れを。この上段にある空家対策協議会で除却の対象となると確定したのちの対応だと思うんですね。その流れを少し教えていただきたいのと、この負担金、補助及び交付金は、もう空家の除却だけに利用できる補助金なのかですね。よその自治体が空家の崩れを補修するだとか、修繕するだとか、そういう部分もあったんではなかったかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

これは危険な空家等の除却をという格好で考えておりますので、空家の除却での補助金として考えております。対象となる家屋につきましては、もちろん空家であることっということはあるんですけども、空家等対策協議会にかける前でも空家であるということで判断ができれば、もちろん点数表記で何点以上というものを作りますので、危険な空家に該当するものであれば対策協議会にかける前でも問題なく補助として使えるものとは思いますが、その点がどちらが先になるのかというのは、これからの話になってきますので、どちらが先でも問題なく使えるものと考えております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

空家の除却だけだと、上限50万円という補助金がどうなのかですね。50万円あると助かると思うんですけども、これ、よその自治体との関係ではどんなですか。やっぱり大体50万円ぐらいの補助の額となっているのかですね。分かれば教えていただきたいと思うんですけども。

○委員（八木亮三委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

手元に他自治体の金額というのは持ってはいないんですけども、私どもも今回初めての試みとして上げさせていただいております。少しでも老朽危険空家がなくなることを望んで、少しでも手助けになればと思ってこの事業を開始するような格好で上げさせていただいております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。土木管理課質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時10分まで休憩いたします。

（休憩 14時01分～14時08分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き議案第17号の審査を行います。ただいまより都市計画課の所管の質疑を行います。提案理由の説明を求めます。

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

それでは議案第17号令和4年度長与町一般会計予算の都市計画課所管分につきまして、所管課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

皆様お疲れさまでございます。それでは議案第17号令和4年度長与町一般会計予算の都市計画課所管分につきまして御説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。第2表地方債でございます。上から6段目の土地区画整理事業7億4,460万円につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費に充当する地方債でございます。またその1つ下の街路事業6,750万円につきましては、都市計画道路西高田線の事業費に充当する地方債でございます。またその2つ下の段の市街地整備総合交付金事業の2,370万円のうち1,290万円が都市計画課所管分でございます。高田南土地区画整理

事業北部地区の町道新設整備事業及び高田南地区の公園整備事業に充当する地方債でございます。

それでは歳入歳出予算につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。はじめに歳入から御説明いたします。20、21ページをお開き願います。14款2項4目2節都市計画費補助金のうち、説明欄1段目の活力創出基盤整備総合交付金7,500万円が都市計画課所管分でございます。歳出の街路事業費といたしまして、都市計画道路西高田線の事業費に充当する国庫補助金でございます。次に3節市街地整備総合交付金のうち、説明欄1段目の町道新設改良事業費交付金400万円と、2段目の公園整備事業費交付金560万円が都市計画課所管分ございまして、高田南土地区画整理事業北部地区の町道新設整備事業及び高田南地区の公園整備事業の事業費に充当する国庫補助金でございます。続きまして28、29ページをお開き願います。15款3項6目3節都市計画費委託金1,000円でございますが、これは都市計画法に基づく許認可事務の権限移譲交付金でございます。続きまして34、35ページをお開き願います。20款5項1目1節雑入でございますが、説明欄の上から12段目、都市計画地図売払収入といたしまして5万円を計上しております。同じく説明欄の下から4段目、電柱等設置使用料3万円のうち1,000円が都市計画課所管分でございます。続きまして38、39ページをお開き願います。21款1項2目4節都市計画事業債のうち、説明欄の1段目2段目が、都市計画課所管分でございます。土地区画整理事業充当起債7億4,460万円、街路事業充当起債6,750万円を計上しております。次に5節市街地整備総合交付金事業債のうち、説明欄の1段目2段目が、都市計画課所管分でございます。町道新設改良事業充当起債540万円、公園整備事業充当起債750万円を計上しております。以上が都市計画課所管分の歳入予算でございます。都市計画課所管分の歳入予算の総計でございますが、9億965万2,000円となっております。

続きまして歳出でございます。124、125ページをお開き願います。4款3項1目18節負担金、補助及び交付金3,030万円のうち1,730万円が都市計画課所管分でございます。高田南土地区画整理事業の施工地区内において、長崎市が施工いたします污水管布設工事に対します負担金を支払うものでございます。続きまして146、147ページをお開き願います。8款2項1目道路橋りょう総務費でございます。こちらにつきましては8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで、いずれも経常的経費でございます。続きまして148、149ページをお開き願います。8款2項3目12節委託料のうち、説明欄1段目の町道新設測量設計委託料1,100万円が都市計画課所管分でございます。これは高田南土地区画整理事業北部地区の町道新設整備に伴います測量設計委託料でございます。続きまして150、151ページをお開き願います。8款5項1目都市計画総務費でございます。1節報酬16万9,000円は、長与町都市計画審議会委員報酬を計上しております。次に2節給料から次のページ152、153ページの4節共済費につきましては、職員11名分の人件費を計上しております。次に

7節報償費16万8,000円は、令和3年度より策定業務に着手しております長与町都市計画マスタープラン策定業務に伴います協議会の委員報償費を計上しております。次に8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。次に12節委託料900万円は、令和3年度より策定業務に着手しております長与町都市計画マスタープラン策定業務に係る委託料を計上しております。次に13節使用料及び賃借料は経常的経費でございます。次に17節備品購入費は、デジタルカメラ購入費として計上しております。次に18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。続きまして同じページの2目土地区画整理費でございます。18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。27節繰出金10億274万2,000円は、長与町土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。高田南土地区画整理事業に係ります事業費や地域開発事業債償還金等に対する一般会計の負担分を区画特会へ繰り出すものでございます。続きまして同じページ下段から次の154、155ページ4目街路事業費でございます。説明の順番が一部前後いたしますが、まず8節旅費、10節需用費につきましては、街路事業に伴う経常的経費でございます。そのほか11節役務費、12節委託料、14節工事請負費、16節公有財産購入費、18節負担金、補助及び交付金、21節補償、補填及び賠償金につきましては、都市計画道路西高田線に係る事業費でございます。令和4年度は、昨年から引き続き高田踏切側からの改良を主に進めてまいります。主な工事箇所といたしましては、高田踏切から和楽団地入口付近を予定しております。高田踏切から和楽団地入口付近の拡幅工事、及び工事区間より役場側に向けての用地購入及び建物移転補償の交渉を進める予定でございます。続きまして同じページの5目公園緑地管理費のうち、12節委託料の説明欄の上から3段目、設計委託料380万円と、次の156、157ページ、14節工事請負費の説明欄1段目の公園整備工事費2,300万円のうち1,300万円が都市計画課所管分でございます。これは高田南土地区画整理事業地区内の街区公園整備に係る事業費でございます。以上が都市計画課所管分の歳出予算となります。都市計画課所管分の歳出予算の総計は12億4,883万4,000円となります。

続きまして説明書の最後、見開きページとなります228、229ページをお開き願います。債務負担行為の支出見込額等に関する調書でございますが、都市計画課所管分といたしまして、上から4段目以降の4件を計上しております。西彼中央土地開発公社所有用地購入費、高田南土地区画整理事業にかかる特別会計繰出金、長与町都市計画マスタープラン策定業務委託、都市計画道路西高田線踏切拡幅事業の計4件でございます。予算に関する説明書につきましては以上でございます。

最後に主要な施策に関する説明書について御説明申し上げます。19、20ページをお開き願います。ページ下段に都市計画課分を記載しております。8款2項3目道路新設改良費、町道新設測量設計委託料1,100万円は、高田南土地区画整理事業北部地区の町道新設整備に伴う測量設計委託料でございます。財源の内訳といたしましては、国庫補助金400万円、地方債540万円、一般財源160万円となっております。次に

8款5項1目都市計画総務費、長与町都市計画マスタープラン策定業務委託900万円につきましては、まちづくりの基本指針であります都市計画マスタープランについて策定を行うものでございます。財源の内訳といたしましては一般財源でございます。次に2目都市土地区画整理費、高田南土地区画整理事業10億274万2,000円は、高田南土地区画整理事業の推進を図るための土地区画整理特別会計への繰出金でございます。財源の内訳といたしましては、地方債7億4,460万円、一般財源2億5,814万2,000円となっており、補助裏相当分、事務費、地域開発事業債の償還金を含めまして一般会計から特別会計と繰り出すものでございます。次に4目街路事業費1億9,027万3,000円は、都市計画道路西高田線の整備事業を推進するものでございます。財源の内訳といたしましては、国、県補助金7,500万円、地方債6,750万円、一般財源4,777万3,000円となっております。次に5目公園緑地管理費1,680万円は、高田南土地区画整理事業地区内の街区公園整備に係る事業費でございます。財源の内訳といたしましては、国、県補助金560万円、地方債750万円、一般財源370万円となっております。以上で都市計画課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。それでは説明にあったまず予算書の第2表地方債ですね、3つありました。土地区画整理事業、街路事業、市街地整備総合交付金事業、質疑はありませんか。では説明書の方にも入ります。戻っても構いません。まずは20、21ページの歳入の方から入りたいと思います。14款2項4目活力創出基盤整備総合交付金ですね。あと3節町道新設、公園整備事業が都市計画課となっております。ページを進めます。戻っても構いません。28、29ページ、ここは15款3項6目3節が都市計画課となっております。ページを進めます。次に34、35ページ雑入ですね。20款5項雑入1目雑入の都市計画地区売払収入、電柱等設置使用料が都市計画課となっております。質疑はありませんか。ではページを進めます。38、39ページ土木債ですね。ここでは4節都市計画事業債の上段2つと5節市街地総合整備交付金事業債の上段2つですね。説明の2つが都市計画課となっております。質疑はありませんか。では歳出の方にもページを進めます。124、125ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この下水道施設事業費負担金で考え方を教えていただきたいんですけども、長崎市の下水道処理区域ということで長崎市が下水道事業をここで長与町民を相手に展開をしていくということで、管の布設とかについての長与町の負担は、協定書みたいなのがあるんでしょうか。よくそこら辺が分からないんですけど、なんで長与町が負担をしないといけないのかなと疑問にずっと思っているものですから教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今手元にないんですが、以前、公の施設の区域外設置に関する協定ということで、長与町と長崎市で協定を結ばれております。その中でこういった形で長崎市の施設を設置する、整備するに当たっての費用につきましては、長与町の方で負担するというふうなことで、以前からそういった形でございますので、取り扱いとしてはそういうふうにさせていただいております。もう1ついいですか。当然、丸々全部向こうが請求をされてきた分を全て負担をしているわけではなく、補助対象事業費につきましては、国費を取っていただいて、その裏負担分と単独費について町の方で負担をしているというふうな流れで今やっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

同じような考え方で水道の方を聞きますと、長与町内の長崎市水については、長崎市が敷設をするんだということをお聞きしているんですよ。だから何でこんなに違うのかなあと思って。長与町もなるべく処理をしないことには、容量も余らかしているわけですよ、浄化センターも。たくさん流してもらってたくさん下水道会計あたりも収益を上げていった方が良いという中で、高田南なんかでも長与が取ろうと思ったら取れるような地形の所が私はいっぱいあるんじゃないかなと思うんですけど、それも取れないわけでしょう、逆に。取れない上に工事費まで出さなきゃならない。長与が取って長与に流しますよっていうことができないということ私もちよっと聞いているんですが。長与が払うという協定があるということなんですが、水道については長崎市が整備してそこに水を供給して商売をしているということも聞いているもんですから、何でこういうことになっているのかなというのを、疑問を持ったまま、また毎年賛成といって私たちは手を挙げないとならないもんですから。そこら辺は疑問をお持ちにならないですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

長崎市の排水区域について町の方が負担ということで、課長が言いましたとおり協定等がありまして、なかなか長崎市の分は一定負担をするということは今後も、金額はバラバラかもしれませんが、あるのかなというふうに思っております。また区域の変更につきましては、やはり地形上の問題というのは、下水道は大きなところがあって、水源地の方に下っているという地形の形状からすると、長与に取るとなりますとやはりポンプアップ方式で流入を考えなければいけないので、その辺は費用的なことも増えてくるということもありますし、排水区域の変更になりますと議会も通すということで、手続き上もいろいろ係ってまいります。そういったことでなかなか難しい面もあります

けども、今後できる範囲で長崎市とも協議をしながら長与とか長崎が有効なところがあれば、そういったやりとりも今後長崎市と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ではページを進めたいと思います。戻っても構いません。

146、147ページ、8款2項道路橋りょう費が都市計画課となっております。あと148ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この149ページの8款2項3目12節委託料の町道新設測量設計委託料ということで、区画整理の区域内に新たに新設道路の設計の委託をするというような説明だったと思うんですが、その確認を。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今回計上させていただきました委託料の計画をしている場所につきましては、高田南区画整理事業の北部地区から高田中の外周道路に今階段があるかと思います。あれに併走させたような形で町道を新設したいということで、区画整理区域外でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

区画整理はしていますよね、民間の。高田南じゃなくて。その区域には、それは入らないってことですよね。入らないで町独自で造るってことなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

委員おっしゃるとおりで、椿林の土地区画整理事業の地区内ではございません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

延長と幅員辺りが分かれば予定を教えてくださいなんですが。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

こちらの新設道路の延長につきましては、まだ今のところはっきりとした線形というのが決まっていないのが現状なんですけども、我々が想定する線形を今現段階では、約

延長106メートルで幅員が6メートル、区画道路相当の道路を予定しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の説明からいけばこの用地的にはもう民地は無いんですよね。町有地ばかりで収まるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

委員おっしゃるとおり用地につきましては、全て町有地となっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

川平道路の入口のに入った所から高田中の階段の方に向かっていけば車であつちまで抜けられるってということになるんですか。そういう道路を計画しているということですか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

委員のおっしゃるとおり変電所の先の方から高田中学校の外周道路に抜ける道路となっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その関連なんですけど、今のイメージが少し湧かないんですが。確かに高田越の団地から階段を上って高田中に上がるんですけど、その隣に車が通れる道路を造るというふうな考えなんですか。そういうイメージで良いんですか。

○委員（八木亮三委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

大まかなイメージとしては、今委員がおっしゃられたとおりでございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その先は高田中の横の道路を通して、高田越中央線かなんかに繋がるというふうな考えなんですか。それで良いんですか。

○委員（八木亮三委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

昨日も申し上げましたが今、高田中の外周道路が直接高田越中央線に繋がる前に区画整理事業の外側に沿ったところでの区画道路を来年度にかけて整備をするんですが、そちらに接続をするような、一旦そこに出て、それから表通りの高田越中央線に出ていただくというふうな形になります。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

大体分かりました。今後の問題といたしますか、いや実は私もそんな道路があった方が良くないかなというふうな要望はちょっと聞いたことがあって。どうしても高田中央線ですかね、トンネルから下りてきた県道との交差点が渋滞するというので、一本抜ける道があれば良くないかなというふうな御意見も聞いたことがあったんですけど。ただ高田中の通学路に周辺が当たるんで、車が通ること非常に危険な状況もあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。その辺の配慮は十分されると思うんですけども十分考えての道路の設計なのか。そこら辺を伺いたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

設計の中で車の速度を規制する、何キロ以上でないとか、そういった形の設計は、幅員6メートルの区画道路相当の規格でございますので、そこまでは手が回らないところでございます。あとは通られる方々に対して、周知ができるものであればそういうふうな努力が。またほかにそういったことにつきましても今後また警察とか、そういったところの御意見も聞きながら事業を進めていくことになるかと思っています。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今聞けば、それがもし繋がれば、有料道路に行く人たちが、例えば、まなび野、サニータウン辺りは、もうそっちに行った方が早いんじゃないかなと思うんですよ。相当交

通量が増えるんじゃないかなと。子どもたちがあの外周で、例えばクラブ活動でランニングしていたりなんかもしていたわけですよ、今までは車が来ないということで。そこから辺も恐らく相当増えるだろうと想定をしますので、十分学校との協議をされて取り組んでいただきたいと思います。それだけ言わせていただいて終わります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それではページを進めていきたいと思います。150、151ページですね、8款5項都市計画費。次のページの152、153ページ。
西田委員。

○委員（西田健委員）

153ページなんですけども、委託料の長与町都市計画マスタープラン策定業務委託料。昨日の補正でも800万円ほどあったんですけども、この上にある都市計画マスタープラン策定協議委員と委託業務とどういう業務分担をされているのかをお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

まず12節委託料の分のマスタープラン策定業務委託料は、ここに書いてありますとおり、都市計画マスタープランの素案を策定してもらうために業者発注して委託するものでございます。そこで出てきた素案についての妥当性ですとか、そういったいろんなその素案に対して御意見をいただく外部の方々、それから地域を代表して選出をさせていただいた方で組織する協議会が、この7節報償費のところにある策定協議会の委員報償ということで、この協議会というのは、その素案に対していろんな御意見をいただく場になっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

そうなんです、私は反対だと思ってですね。そしたら委託されたところは、都市計画マスタープランは何を基に策定をされるんですか。そういう専門的な知識があるところなんですか。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

これだけではないんですけども、都市計画に関わるいろんな市町村、県を含めた公共団体の都市計画に関わるそういったコンサルタント業務を行う業者になっておりまして、今回のやつは平成23年に1回改訂した分をまた10年経ったということで、また策定し直しているというのが今回の業務になるんですけども、前回から今回10年経って社会経済情勢とかも変化していますので、その辺りの課題の整理をしたり、あるいは

は住民アンケート等も取りながら住民の意見も反映させながら、策定していくというような作業になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。ページを進めてまいります。154、155ページの上段も街路事業に伴う補償費までが都市計画課、8款5項5目12節委託料の中も都市計画課が含まれております。あと次のページ157ページの14節工事請負費も都市計画課が含まれております。質疑はありませんか。ページは全然戻っても構いません。一応ページだけ確認しておきます。228、229ページでも都市計画課の説明がありました。債務負担行為の関係ですね。あと主要な施策に関する説明書が19、20ページと説明があっております。質疑はありませんか。

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

152、153ページですね。8款5項2目土地区画整理費の27節繰出金で、事業費と償還金への繰り出しというふうに説明がありました。都市計画の予算を見れば分かるんですけど、事業費、償還金に充てられるのはどれくらいなのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

久保主任。

○主任（久保竜太君）

償還金に充てられる事業費につきましては、1,888万円の元金と約12万4,000円の利息分が償還金に充てられる事業費でございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、あと9億いくらは全て事業費と見てよろしいんですか。

○委員（八木亮三委員）

久保主任。

○主任（久保竜太君）

繰出金のうち県事業委託料に支払われる分と、あと旅費、需用費等の経常的経費、この事業費のうち、一般会計で負担する分を繰り出すものでございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

154、155ページの16節の用地購入、あと21節の街路事業に伴う補償費、それぞれ件数等があれば教えていただきたい。場所的にどういう場所に当たるのか、それぞれ分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

令和4年度に予定をしております用地購入費、補償費、それぞれの件数につきまして御説明します。場所につきましては、長崎県食品衛生検査センター付近から県立長崎北陽台高校入口付近までの間の区間で、用地補償費、用地補償の件数としてはそれぞれ4件ずつとなっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

用地購入費と街路事業費、それぞれ4件ずつあるということですね。その4件のうちに、用地購入と街路事業がまたがっているという意味ではない。合わせて8件分があるということですか。

○委員（八木亮三委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

委員のおっしゃるとおり用地購入費で4件、補償費で4件で計8件となっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

食品衛生から北陽台の入口までということで、今川沿いのお宅が解体されている状況を昨日見かけて、あとは川側じゃなくて山側がずっと移転という形になるものなのかですね。そういう考えで良いのかお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今回上げさせていただきました予算につきましては、山側の宅地用地補償費を予定しております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。都市計画課所管の質疑を終了いたします。

場内の時計で15時まで休憩いたします。

(休憩 14時50分～15時00分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き議案第17号の質疑を行います。ただいまより教育委員会の所管についての質疑を行います。まずは教育総務課、学校教育課の所管の提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

皆様お疲れさまです。それでは教育委員会教育総務課、学校教育課関係の令和4年度当初予算につきまして説明いたします。まず歳入歳出の総額です。歳入は、教育総務課7,299万9,000円、対3年度5,257万3,000円の減額です。3年度は、長与小学校体育館改修工事に対する国庫補助がありましたため減額となっております。学校教育課は374万6,000円、対3年度210万8,000円の増額となっております。歳出は、教育総務課5億6,520万2,000円、対3年度3,678万円の減額です。3年度は、長与小学校体育館改修工事を行いましたため減額となっております。学校教育課は7,522万5,000円、対3年度173万8,000円の減額となっております。次に予算書の8ページをお開きください。第2表地方債です。下から3段目、小学校施設整備事業は、洗切小学校給水設備改修工事及び高田小学校校舎整備工事に充当する地方債です。続きまして事項別明細書の歳入につきまして、主なものを御説明いたします。14、15ページをお開きください。12款1項3目教育費負担金1節教育総務費負担金のスポーツ振興センター共済保護者負担金です。小中学生に掛けております共済の保護者負担金で、要保護、準要保護の児童生徒分を除く3,017名分の負担金を計上しております。20、21ページをお開きください。14款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金22名分、特別支援教育就学奨励費補助金35名分を計上しております。公立学校情報機器整備費補助金は、ICT支援員1名の配置に伴う補助金で、小学校数で按分しております。補助率3分の1です。次のページをお開きください。2節中学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金12名分、特別支援教育就学奨励費補助金11名分を計上しております。公立学校情報機器整備費補助金は、先程御説明しましたICT支援員1名の配置に伴う補助金で、中学校数で按分しております。28、29ページをお開きください。15款3項7目教育費委託金2節中学校費委託金のキャリア教育充実事業委託金は、県教育委員会の委託事業に係る研究地域及び指定校について支給されるものです。中学校教育振興費の講師謝礼や費用弁償、消耗品費に全額充当します。地域部活動推進事業委託金は、県の休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究に対する委託金です。中学校教育振興費の地域運動部活動推進委員会委員謝礼、地域運動部活動事業委託料に全額充当します。16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の6段目、奨学資金貸付基金運用収入と、

下から2段目、教育振興基金運用収入は、それぞれ存目予算です。次のページをお開きください。17款1項6目教育費寄附金1節小学校費寄附金から2節中学校費寄附金につきましては存目予算です。34、35ページをお開きください。20款5項1目雑入の下から3行目、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金のうち38万9,000円が学校教育課分で、英語による長与町国際コミュニケーション活動、通称NICEの消耗品費等に充当することとしております。次のページをお開きください。1番上の住宅借上料返戻金はALT1名分の家賃の本人負担分で、教育総務費の住宅借上料に充当します。2目1節弁償金の2行目の損害賠償求償金は、町内の学校で起きた不祥事で町が支払った損害賠償金に対する元教諭の弁償金で、現在月1万円ずつ支払われております。次のページをお開きください。21款1項4目教育債1節の小学校施設整備事業充当起債は、洗切小学校給水設備改修工事及び高田小学校校舎整備工事に伴うものです。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。162、163ページをお開きください。10款1項1目教育委員会費です。3年度は2年に一度開催される九州地区研修会や五島市開催の研究大会を計上していたため、3年度より減となっております。次のページをお開きください。2目事務局費です。前年3年比で105万6,000円の減額ですが、旅費の減、印刷製本費の減が主なものです。下から3行目、学校教育相談指導員報酬は、新たに学校教育相談指導員を1名、学校運営指導員を1名配置することにより増となっております。2節給料から4節共済費は、教育長、教育次長、教育総務課職員5名及び学校教育課職員6名分です。4節共済費の社会保険料は、学校教育相談指導員2名、学校運営指導員2名、ALT3名分です。8節旅費の普通旅費には、スポーツ庁との人事交流に伴う赴任旅費を含みます。次のページをお開きください。13節使用料及び賃借料の住宅借上料は、ALT分の家賃です。18節負担金、補助及び交付金の上から8行目の教育研究会補助金は、通常研究校3校へ補助を行う予定です。3目教育振興基金24節積立金の教育振興基金積立金は存目予算です。次のページをお開きください。10款2項1目小学校管理費です。3年度比で4,682万8,000円の減となっておりますが、3年度は長与小学校体育館改修工事がありましたので、その分の減が主な要因です。1節報酬の下から2行目、学校運営協議会委員報酬は各校6名分、1番下の教育支援員報酬は特別支援教育支援員17名分です。10節需用費の消耗品費は、校舎等の維持修繕や学校管理に必要な経費、プール用の薬品等です。11節役務費、上から8行目リサイクル料は、大型テレビが更新時期を迎えておりますので、使用不能の見込み数35台分のリサイクル料を計上しております。次のページをお開きください。12節委託料の1行目は、机、椅子及び理科薬品等の処分に係るものです。下から8行目、設計監理委託料につきましては、洗切小学校給水設備改修工事及び高田小学校校舎整備工事分を計上しております。1番下のGIGAスクール運営支援センター委託料は、ICT支援員1名の配置に係る経費を小学校数で按分したものです。国の補

助3分の1を受けて教育総務課に支援員を常駐させ支援センター化し、ヘルプデスクの運営やネットワークトラブル等の対応に当たります。13節使用料及び賃借料の上から3行目、電算機器借上料は、学校の大型提示装置が更新時期を迎え、電子黒板92台を導入するものです。4年度は2学期からの7か月分のリースで、5年間のリース総額は3,452万6,280円です。主要な施策43ページ、長期継続契約予定一覧に記載しておりますので御参照ください。14節工事請負費の屋内運動場整備工事費は、長与小学校体育館電動式移動観覧席の経年劣化による補修工事を予定しております。平成元年に設置しており移動時停止することがありましたため、部品や配線の修理を行います。3行目の校舎整備工事費の主なもの、洗切小学校給水設備改修工事3,500万円と高田小学校校舎の外壁及び屋上防水改修工事5,500万円で、いずれも工期は夏休みを含む6か月を予定しております。洗切小学校は1976年の建設以来、全面的な給水設備改修は行っておらず老朽化により改修するものです。高田小学校は1967年の建設で、外壁は1991年、屋上は2003年から改修を行っておりません。屋上については立ち上がり部のウレタン塗装を行い、外壁については浮き部やひび割れ箇所について補修を加え、アクリルゴム系塗膜防水を実施する予定です。17節備品購入費の一般備品購入費は、児童用の机、椅子の購入を予定しております。次のページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の最終行、遠距離通学費補助金は、洗切小学校6名、北小学校15名分を計上しております。21節補償、補填及び賠償金の授業目的公衆送信補償金は、授業で必要かつ適切な範囲での著作物のコピーや遠隔合同授業における送信を、補償金を支払うことで無許諾で行えるものです。120円掛ける2,400人分です。10款2項2目小学校教育振興費です。前年比で445万6,000円の増額となっておりますが、就学援助費の増が主な要因です。1節報酬の教育相談員報酬は、子どもと親の相談員5名分です。19節扶助費の要保護、準要保護児童就学援助費は、要保護22名、準要保護331名、特別支援学級児童35名分を計上しております。次に10款3項1目中学校管理費です。1節報酬の教育支援員報酬は、特別支援教育支援員5名分です。次のページをお開きください。10節需用費の上から8行目、修繕料は、長与中、高田中のトイレの一部を洋式便器に取り替えます。また、第二中の屋内消火栓用のポンプの交換をします。11節役務費、上から8行目、リサイクル料は小学校費でも申し上げましたように、大型テレビが更新時期を迎えておりますので、使用不能の見込み数18台分のリサイクル料を計上しております。12節委託料の1行目、産業廃棄物処理委託料は、机、椅子及び理科薬品等の処分に係るものです。下から2行目、設計監理委託料は、高田中学校の高圧引込ケーブル取り替え工事に伴うものです。次のページをお開きください。ページの1番上、委託料の続き上から3行目、GIGAスクール運営支援センター委託料は、小学校費でも申し上げたICT支援員1名の配置に係る経費を中学校数で按分したものです。13節使用料及び賃借料の上から3行目、電算機器借上料は、小学校費でも申し上げた電子黒板40台を導入するものです。4年度は2学期からの7

か月分のリースで、5年間のリース総額は2,071万5,720円です。14節工事費の上から2行目、屋外附帯施設整備工事費は、第二中の高圧気中開閉器取り替え工事131万円と高田中の高圧引込ケーブル取り替え工事300万円です。その下の校舎整備工事費の主なものは、長与中の教室増に伴う空調設備及び校内通信ネットワーク設備の追加工事、高田中のLED照明化工事です。17節備品購入費の一般備品購入費は、生徒用机、椅子120台の購入を予定しております。18節負担金、補助及び交付金の上から6行目、遠距離通学費補助金は長与中学校44名、長与第二中学校17名分を計上しております。21節補償、補填及び賠償金の授業目的公衆送信補償金は、生徒一人当たり年額180円を計上しております。10款3項2目中学校教育振興費です。1節報酬の教育相談員報酬は、心の教室相談員3名分です。7節報償費、2行目の地域運動部活動推進委員会委員謝礼は、委員4名分です。次のページをお開きください。12節委託料の地域運動部活動事業委託料は、中学校部活動における指導及び運営委託料で、事務局の賃金と指導者の謝金です。19節扶助費の要保護、準要保護生徒就学援助費ですが、要保護12名、準要保護194名、特別支援学級生徒11名分を計上しております。次に10款5項1目奨学金です。奨学資金運営委員会委員の5名の報酬及び費用弁償と積立金の存目予算です。次に198、199ページをお開きください。10款7項3目学校給食費です。前年比764万8,000円の増です。5年度開始予定の給食公会計に伴う給食費管理システム導入委託料と備品購入費の増が主な要因です。1節報酬から11節役務費までは、経常的な経費です。次のページをお開きください。ページの1番上、役務費の続き上から2行目の検便検査手数料は、3年度は12節委託料で計上していましたが、11節役務費で計上し直しております。12節委託料、1番下の給食費管理システム導入委託料は、給食公会計に伴うセットアップや振替口座情報データ移行等に係る経費です。17節備品購入費の給食用備品購入費は、消毒保管庫、カートイン冷蔵庫、スライサー、小学校用野菜缶を購入予定です。続きまして主要な施策に関する説明書に、主要な施策、長期継続契約予定一覧、基金の状況等が記載されておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を行いたいと思います。ページを追っていきたいと思います。まずは予算書の第2表地方債小学校施設整備事業の説明がありました。では歳入の方から進めていききたいと思います。まずは14、15ページ、12款1項3目ですね。スポーツ振興センター共済保護者負担金。次に進みます。20、23ページ、1番下段ですね。教育費国庫補助金、小学校費補助金。次のページの上段ですね。国庫補助金の中学校費補助金、ここまで教育委員会と学校教育課になっております。戻っても構いません。ページを進めます。次に28、29ページ、15款3項7目2節中学校費委託金、質疑はありますか。戻っても構いません。ページを進めます。30、31ページですね。教育費寄

附金1節、2節、存目計上です。それでは34、35ページ、雑入ですね。20款5項1目雑入のところですね。下段の下から3段目、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金の一部ですね。続きまして次のページで1番上段、住宅借上料返戻金となっております。質疑はありませんか。ページを進めます。次のページ38、39ページ、21款1項4目教育債1節小学校施設整備事業債が所管となっております。よろしいですかね。それでは歳出のページも進めていきます。歳入に戻っても構いません。162、163ページ、10款1項教育総務費からですね。1目教育委員会費、次のページの全ページですね。164、165ページ、良いですか。ページを進めます。ページ戻っても構いません。166、167ページ。

西田委員。

○委員（西田健委員）

要望になるんですけども、昨日の補正でもあったんですけども、167ページ、10款1項2目18節負担金のところですけども、ここの5番目、各種大会参加補助金とか、その下の方に体験交流学習補助金と。昨日の補正ではもうコロナで全部中止になったと全部減額になっていたんですけども、まだコロナの収束が見えないんですけども、4年度ももし収束しなければまた同じようなことになり得るんじゃないかと思うんですけども。要は子どもたちのために何らかそれに替わるものも考えて欲しいなということ。いいんですかこういう要望というのは。どうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

御指摘のように新型コロナウイルスの感染拡大で、多くの大会等が中止あるいは縮小という形になっております。一応次年度に関しましても、それぞれの競技団体含めまして可能な限り子どもたちの活躍の場、機会というものを確保しようということで取り組んでおりますので、御指摘いただきました部分について参考にさせていただきながら、競技団体と進めていければと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

よろしく願いをします。要は3年度で全部減額しないでも、何らか子どもたちのために何か使って欲しいというのが私の要望です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

164、165ページの10款1項2目1節報酬の下から3番目の学校教育相談指導

員報酬なんです、こちら令和3年度、確か2名で462万8,000円だったと思うんですが、これは何名分でしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

学校教育相談指導員が2名分、学校運営指導員が2名分です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると学校教育相談指導員、3年度はそのまま2名ということですか。3年度462万8,000円だったんですが。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

細節の表現がちょっと分かりにくくなっていて申し訳ないんですけども、学校教育相談指導員の中に、学校教育相談指導員という職と学校運営指導員という職の者がおりまして、各1名の計2名分が3年度の人員です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

4年度はそれが倍になった。それぞれ2名になったということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

委員おっしゃるとおりです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その理由というのは、どういうものになりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず学校教育相談員に関しましては、相談業務が非常に多忙になっております。現在においてもケース会議への出席であったり、それぞれの個別対応というところで、時間外も受けていただいている状況がございますので、そこに対して2名とまではいかないんですが、1.6倍ぐらいの時間の勤務を2人で分担して行っていただくということ。そ

して運営指導員に関しましても非常に多忙を極めておりますので、その軽減と併せて充実といったところのための人員配置をお願いしたところです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。確か3年度の説明では、教育委員会に常駐されているという御説明だったと思うんですが、改めてそれぞれ運営指導員と教育相談指導員、どういう役割をされているか簡単をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

教育相談員に関しましては、まず就学児への相談であったり、あるいは日々のそれぞれの御家庭からの様々な御相談に対応しているところです。状況に応じては、他の関係機関と連携を図りながらその解消に努めております。運営指導員に関しましては、学校運営全般にわたり各学校の状況の把握及び必要な事項に対しての指導を行っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それでは167ページまでいっていましたかね。ページを進めたいと思います。戻っても構いません。168、169ページ、10款2項1目小学校管理費、次のページ170、171ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

171ページの14節屋内運動場整備工事費ですけども、先程の説明では長与小体育館の椅子の補修って言ったんですかね。可動式の椅子の補修ということでしょうか。あれは恐らく長与小にだけ設置がされているのかなと思うんですけども、あまり出して活用されているのは見たことはないんですが、頻繁に使われておられるのかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

まず長与小学校の入学式、卒業式など、長与小が使っております。あとは大きなもので郷土芸能大会に使っております。それで生涯学習課とも話をしまして、外でテントを組んだときとかの経費を考えましたら、もうそのまま修繕をして大事に使うのとあまり経費が変わらないということで、修繕をすることに決めました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

結構使われておられるということで。今心配したのは後段の方で言われたように、修

繕する価値があるのかなと心配をしたものですから質問をさせていただきました。ありがとうございます。もう結構ですので。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。ページを進めます。172、173ページ、10款2項2目小学校教育振興費、10款3項中学校管理費ですね。次のページも行きたいと思います。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

戻って170、171ページの17節の下から3段目の備品購入費で、児童の机、椅子の購入という説明があったかと思うんですが、これはどこかの小学校に限定されるものなんでしょうか。それとあと予定している購入の個数を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○委員長（河野龍二委員）

小学校全部に必要な数をアンケート等で調査をしました。台数ですけど、机が200台、椅子が200台です。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

5校分の中で必要数をということで、一遍に更新するということではなくて、壊れているもの、更新が必要なものの総数ということでよろしいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

老朽化で買い替えが必要なものを購入します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

170、171ページの小学校費の13節使用料及び賃借料、電算機器借上料、電子黒板について伺いたいんですが、先程92台とおっしゃったと思うんですが、黒板というのでつきり全教室にと思っていたんですが、これだと全教室ではないですよ。これどういう教室に配置するものなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

普通教室の全教室と特別教室は各校2室分で、希望の所に置くというふうにしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

普通教室全部配置してこの数で足りるんですね。勘違いしていました。これ初めてのものなのでもう少し聞きたいんですが、どういう機能とか活用、どういう良さがあるのか、教えていただければよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

現在大型提示装置ということで、パソコン画面であつたりを拡大したりして提示をするのみというところではありますけども、電子黒板になりますと、例えばマーカー機能であつたり記入したりする。あるいは保存機能、タブレット等を介さずにインターネットに接続いたしますので、その場で動画を提供したり、あるいは子どもたちの作品を提示する中で、子どもたちの発表等を促進できる。保存できますので「前の時間はここまでやっていたよね」というのを授業の最初に提示をして、新たに次の時間を進めることができるのか、様々な活用が考えられます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

何か電子黒板と聞くと黒板と入れ替わるようなイメージなんですけど、そうではなくて黒板も普通に使って、そういう機器を使う授業で使う。また別に必要なときに使う。そういうイメージでよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

あくまでもタブレットと同じように学習のためのツールとして考えておりますが、委員御指摘のように必要なときに必要な形で使用したいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今174、175ページまで行きましたかね、175ページまで行きましょかね、中学校管理費。ページは進めますけど戻っても構いません。176、177ページ、2日中学校教育振興費、178、179ページの上段、ここは全部ですかね。10款4項、10款5項も含めて。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

178、179ページの中学校費の12節委託料の地域運動部活動事業委託料、事務局の分と指導者の謝礼とかも入るんだと思うんですけども、数年前から働き方改革ということで、土日の部活動について教員の負担を減らすことは取り組まれているというのは承知しておりますけれども、私も今中学生に子どもがいないものですから、土日に限定してこういう補助をして、教員ではなく、ほかの指導者に指導してもらうことは、良いことだと思うんですけども、一方で、地域で心配されているのが、学校での部活動ではなくて、部活動に入らないでほかの外枠のチームに入るような形ってというのが今もあると思うんですね。例えばサッカーであったりとか、そういったものは所属を自分の中学校ではなくて外部で行う。それも選択肢の一つかと思うんですが、部活動として全生徒が対象になって、すごく上手な子も中学校に入って頑張ってみようとか、もちろん芸術の面でトップクラスではないけれども、絵が好きだからとか、いろんな面が、今回これは運動部でございますけれども。私が何が言いたいかといいますと、部活動自体が学校現場から離れてしまうのではないかという危惧をされる方もいらっしゃるんですね。ですので、今現在は土日の部活動ということの補助であり、そういう教員の働き方改革ということであろうかと思うんですが、この先、予算は令和4年度のことではありますけれども、そういった今の現状というのはどのような動きがあるのか。現状というか今の状態でも結構ですので、もちろん部活動を学校教育から離すという方向性ではなくて、あくまでもその土日、ほかの外部の指導者にも力を借りて、もしくは例えば長与町のスポーツクラブですね。そういったところの指導も借りて、町全体の子どもたちを見るという感覚でいらっしゃるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

今、国の方でもまさにそうした議論が進められているところでありまして、2月28日に第4回の有識者会議が開かれたんですが、その中で、例えば大会のあり方、委員御指摘のように登録という問題がどうしてもございますが、クラブチームに登録していても、いわゆる中体連の大会に出場できるようなシステムづくりを次年度から検討しているとか、大会の在り方を他の大会も含めて、スポーツ協会等とも協議をしながら国としてどう進めていくか。そして今の段階では、平日は学校で教員が今までと変わらない状況で付いて練習をします。一方で教員の希望者も兼職兼業で付くことを可能にしながら、地域での活動というところへの移行。それが将来的に地域に行くものなのか、あるいは今考えられているような枠組みで進むのかということも含めて、現在様々に検討がなされておる状況になります。この前の本会議でもありましたが、お金の件とかもありますので、そうしたことも国からこうしたものという方針がまだ固まっておりません。ですので、次年度、実証実験、実証授業を進めながら、本年度と同様に課題も探りながら進めていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

中学生という多感な時期で、もちろん本人、親が決めてクラブチームに入って活動することを否定するものではありませんし、これは運動部のみならず文化部もそうだと思います。とはいえやはり学校生活の中でのそういう上下関係というか、学んでいたり、連帯感とか、そういったものは全て運動もすごくできる子ばかりでいけばいいと、それ以外の人はもうしなくていいよというような風潮があれば、やはりそういう成長の意味では、そういったところも私は部活動の意味合いにはなるんじゃないかと思っていますので、国もいろいろ検討されて、指針的なものは今はっきり決まっていなと思うんですけども、そういう意見として捉えていただいて、地域でもやはりそれを危惧されている方がいらっしゃる。土日だけでしたら私は今のこういう状況が望ましいのではないかと考えておりますけれども、そういったことを申し添えて。先程お答えいただきましたので答弁は必要ございませんので。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それではページを進めたいと思います。198、199ページですね。10款7項3目学校給食費ですね。次のページまで、質疑はありませんか。あと主要な施策の説明が23、24ページに説明が載っています。質疑はありませんか。それでは教育総務課、学校教育課の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。

場内の時計で16時まで休憩いたします。

（休憩 15時47分～15時59分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き教育委員会所管の質疑を行います。ただいまより生涯学習課について質疑を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

よろしくお願いたします。議案第17号令和4年度一般会計歳入歳出当初予算の生涯学習課所管分につきまして説明をさせていただきます。まず予算書の8ページをお願いします。第2表地方債でございます。上から2段目、多目的研修集会施設整備事業230万円が生涯学習課所管分で、多目的研修集会施設の屋根防水工事の設計業務委託料に充当する地方債でございます。それでは予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入でございます。説明書の14、15ページをお願いします。下の段、13款1項3目労働使用料と4目農林水産業使用料は全て所管分です。勤労青少年ホーム、働く婦人の家、多目的研修集会施設の使用料になります。次のページをお願いします。6目教育使用料は全て所管分です。この中で変更点ですが、2節保健体育使用料につつま

しては、スポーツ施設使用料としてまとめて計上させていただいております。内容としては、例年の小中学校施設使用料や武道館使用料などに加えまして、昨年度まで5目土木使用料の中で計上しておりましたテニス広場や町民体育館使用料などを含めて、スポーツ施設全般としての使用料を一本化して計上させていただいております。次に20、21ページをお願いします。14款2項5目教育費国庫補助金、次のページをお願いします。3節社会教育費補助金の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金は所管分です。令和3年度から3か年計画で予定をしております長与三彩関連遺構の発掘調査費に対する令和4年度調査分の国庫補助金でございます。補助率は2分の1以内となっておりますが、国からの事業費のシーリングに合わせた額を予算計上しております。次に26、27ページをお願いします。上の段、15款2項7目1節社会教育費補助金は所管分です。土曜日の子どもの居場所づくりなどを目的に公民館などで行っております地域子ども教室に対する県の補助金で、補助率3分の2以内となっております。次のページをお願いします。15款3項7目1節社会教育費委託金は所管分です。史跡1,000円は、県の指定文化財であります五輪の塔の管理に対する委託金です。立入調査5万4,000円は、有害図書などの立ち入り調査を年2回実施しており、その調査に対する委託金になります。続きまして16款1項2目1節利子及び配当金のうち、7行目、21世紀ふれあい基金運用収入1,000円が所管分です。21世紀ふれあい基金の預金利息になります。次のページをお願いします。17款1項6目3節社会教育費寄附金は、所管分になります。次のページをお願いします。18款2項4目1節21世紀ふれあい基金繰入金は所管分です。青少年健全育成事業における青少年研修補助金に財源充当するものでございます。次のページをお願いします。20款5項1目1節雑入の7行目、清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち223万5,000円、2行下、各種施設電話使用料のうち1,000円、次の各種施設コピー使用料のうち7万2,000円、次の長与町郷土誌売払収入は全額、所管分になります。下から6行目、テニス広場コインロッカー使用料は全額、2行下、電柱等設置使用料のうち6,000円が所管分になります。次のページをお願いします。2行目、自主事業チケット売払収入は全額、2行下、広告掲載料のうち8万4,000円が所管分です。6行下がっていただいて、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち100万円が所管分で、町民文化祭に対する助成金でございます。5行下がっていただいて陶器制作料は全額、9行下がっていただいて各種施設電気使用料のうち3,000円、次のスポーツ安全保険広報活動協力費と下から3行目、カーポート設置使用料、次の講座参加者負担金は全額所管分になります。次のページをお願いします。1番上に21款1項1目2節多目的研修集会施設整備事業債は所管分になります。予算書で説明いたしました多目的研修集会施設の屋根防水工事の設計業務委託に係る起債でございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出でございます。主なものと変更点を中心に説明をさせていただきます。124、125ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム管理費は全て生

涯学習課所管です。主な支出としまして、1節報酬の勤労青少年ホーム運営委員会報酬につきましましては、勤労青少年ホームと働く婦人の家の運営委員会を合同で実施しておりますので、2つの館の委員報酬をこちらで予算計上しております。次に7節報償費の講師謝礼は、勤労青少年ホーム主催講座の講師に対する謝礼ですが、勤青では9講座80回分の講師謝礼になります。以降の施設につきましても、施設ごとにいろいろな主催講座を企画開催しております。次のページをお願いします。12節委託料につきましましては、前年度から291万1,000円減額しております。これは昨年度まで勤青の管理人業務をシルバー人材センターへ委託しておりましたが、令和4年度からはその業務をシルバーに委託しないことによる減額でございます。具体的には建物の1階、2階部分が社会福祉協議会の管轄、3階、4階部分が勤労青少年ホームになりますが、1、2階の社協管轄分も管理人を置きたいということで、社協から相談がございました。シルバー人材センターに確認しましたところ、1階から4階まで一括しての管理業務は今の体制では難しいとの回答がございましたので、社協と協議をいたしましたところ、社協が独自で1階から4階までの管理業務を一括して発注するというので、この委託料が不要となり減額しております。次に14節工事請負費は、公民館等改修工事費としまして、3階調理室の空調設置と非常照明器具取替工事を予定しております。次に18節2行目、施設業務管理委託負担金ですが、先程の委託料で説明しましたとおり、社会福祉協議会がまとめて発注する管理人業務に係る経費の社協へ対する2分の1の負担金でございます。次に2目働く婦人の家管理経費は全て所管分です。次のページをお願いします。主な支出としまして14節工事請負費ですが、軽運動室の空調機改修工事を予定しております。次に136、137ページをお願いします。下の段、6款1項6目多目的研修集会施設管理費は全て所管分です。次のページをお願いします。12節委託料の1行目、設計監理委託料は、令和5年度に予定しております多目的研修集会施設の屋根防水工事のための設計業務委託料でございます。3施設ともその他は例年と異なる支出は特にございません。次に180、181ページをお願いします。10款6項1目社会教育総務費のうち2節給料3節職員手当等など、職員の人件費を除いたものが生涯学習課所管分です。例年と異なる点は、1節報酬の4行目、一般事務補助パート報酬が育児休業職員の代替職員として新たに計上していること。そして同じく報酬の中で、昨年度まで計上しておりました社会教育指導員報酬をなくしたこと。そして次のページをお願いします。12節委託料の1番下、オンライン配信業務委託料ですが、今で言う成人式、令和4年度からは二十歳のつどいとして開催をいたしますが、その式典に参加できない対象者や保護者のために式典の模様をオンライン配信するもので、その配信業務を県立大学シーボルト校にお願いするものでございます。続きまして2目公民館費は全て所管分です。こちらは長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館の3館分になります。1節報酬の1つ目、公民館運営審議会委員報酬につきましましては、3つの公民館と多目的研修集会施設を合同で実施しておりますので、4つの館の委員報酬をこちらで予算計上しており

ます。次のページをお願いします。下から3つ目、14節工事請負費は、長与町公民館大ホールの床張り替えを予定しております。その他経常経費につきましては大きな変更はございません。次のページをお願いします。3目図書館費は全て所管分です。このうち新図書館の整備計画に関する経費が389万5,000円でございます。その主なものを説明いたします。まず1節報酬の2行目、新図書館整備計画検討委員会委員報酬と8節旅費の2行目、費用弁償ですが、昨年度設置しました検討委員会の委員に対する経費で、委員15名計10回分の会議の予算を計上しております。次に12節委託料の1番下、図書館整備アドバイザー業務委託料ですが、昨年度に引き続きアドバイザー業務を委託して、新図書館の整備に対する専門的な助言や支援、また情報提供などをいただきたいと思っております。新図書館に関する経費は以上になります。その他図書館の経常経費につきましては、例年と大きく変更はありませんが、次のページをお願いします。13節使用料及び賃借料の1番下、電子図書館システム使用料につきましては、コロナの交付金を活用させていただきまして、昨年度より530万円増額しておりますので、電子図書館のさらなる充実に努めたいと考えております。続きまして4目文化振興費は全て所管分です。大きな変更点と長与三彩関連遺構の発掘調査に係る経費について説明いたします。まず変更点ですが7節報償費の1行目、自主事業謝礼につきましては、昨年度より165万円増額しております。令和4年度は長与町文化協会の45周年でございまして、その記念事業としまして教育委員会との共催により文化事業を実施するよう計画しております。次に8節旅費の普通旅費でございますが、令和7年度に長崎県において国民文化祭が開催されるということで、令和4年度からは実行委員会の立ち上げなど、長崎県内の各市町でその準備が始まります。この国民文化祭が令和4年度は沖縄県で開催されますので、その視察のための旅費を計上しております。なお令和4年度の沖縄大会までに長崎県での開催プログラムの詳細が決まらなかった場合は、視察を取り止めます。次に長与三彩関連遺構の発掘調査に係る主な経費でございます。まず1節報酬の3行目、一般事務補助パート報酬とその下、文化財調査専門員報酬が発掘調査に係る経費です。次に7節報償費の3行目、調査指導員謝礼と次のページの12節委託料の2行目、発掘調査作業委託料と下から3つ、測量委託料、写真撮影委託料、設計監理委託料が発掘調査に係る経費です。設計監理委託料は、発掘場所にある居宅部分の解体工事に伴う設計と監理の業務委託になります。次に14節工事請負費が発掘調査に係る経費で、先程説明しました発掘場所の敷地内にある居宅を解体する工事費でございます。以上が発掘調査に係る主な経費でございます。続きまして5目文化施設管理費は全て所管分です。こちらは文化ホールと陶芸の館の経費になります。次のページをお願いします。上から2行目、10節需用費の修繕料ですが、町民文化ホールの空調圧縮機の部品交換と、同じく文化ホールの屋上のキュービクル塗装を予定しております。その他の経常経費につきましては例年と変更ありません。次のページをお願いします。10款7項1目保健体育総務費は全て所管分です。まず7節報償費の1番下、各種大会賞品代には町民体育祭

に係る賞品代のほか、V・ファーレン長崎のサンクスマッチに係る経費や大村湾を活用した海洋スポーツを推進するためのアクアスロン大会に係る賞品代などが含まれております。次に12節委託料の2行目、海洋スポーツ体験事業委託料でございますが、これも遊び心のあるまちづくりの一つである海洋スポーツの推進として、SUPの体験イベントを計画しております。その他大きな変更はありませんが、昨年度は聖火リレーの経費を計上しておりましたので、全体経費としては436万9,000円減額しております。最後に2目体育施設管理費は全て所管分です。主に12か所の施設の管理経費になります。変更点を中心に説明いたします。次のページをお願いします。1番上、スポーツ施設専門員報酬でございますが、昨年度までスポーツ施設の貸し出しや窓口対応、調整などにおける専門員を管理公社に委託しておりましたが、令和4年度からは管理公社への委託をやめて会計年度任用職員として雇うように変更しましたので、その経費を計上しております。次に11節役務費の4行目、口座振替手数料ですが、令和4年度からスポーツ施設の予約システムをオンライン化し使用料を口座振替により徴収いたしますので、その手数料を計上しております。次のページをお願いします。13節使用料及び賃借料の1番下、体育施設予約管理システムリース料でございますが、先程説明しましたとおり施設の予約システムを新しく改修しオンライン化しましたので、新たなシステムのリース料になります。なお現在のシステムは6月まで稼働させますので、旧システムの3か月間の再リース料も含まれております。その他経常経費につきましては大きな変更はございません。以上で歳入歳出に関する説明を終わります。なお主要な施策に関する説明書に主要な施策、特別職・非常勤職員報酬一覧、補助金・負担金一覧、基金の状況が掲載されておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。説明があった順に進めていきたいと思っております。まず予算書第2表地方債の説明がありました。多目的研修集会施設整備事業ですね。質疑はありませんか。それでは説明書の中の歳入のページから進めていきます。まずは14、15ページですね。下段の3目労働使用料、4目農林水産業使用料、次のページの6目教育使用料、質疑はありませんか。この中でスポーツ施設使用料が今回まとめて上げられるということでしたけど、質疑はありませんか。ページを進めたいと思っております。22、23ページ、ここでは14款2項5目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金が生涯学習課となっております。ページ戻っても構いません。先に進みます。26、27ページ15款2項7目教育費県補助金1節社会教育費補助金が生涯学習課所管です。次のページに行きます。15款3項教育費委託金1節社会教育費委託金、その下段16款1項2目利子及び配当金で21世紀ふれあい基金運用収入が生涯学習課となっております。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

26、27ページの上のところなんですけれど、2項県補助金7目教育費県補助金、社会教育費補助金ですね。長与町地域子ども教室事業補助金のことなんですけれども、休日等の子どもたちの居場所づくりという点でこの補助金があるんだと思うんですが、現在何箇所で行っているのかと参加人数の推移とといいますか、月に何回かになるのかもしれませんけれど、どれくらいの子どもたちが利用しているのか、分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長補佐。

○課長補佐（和田久美子君）

令和3年度につきましては、勤青ではプログラミング教室を開催しました。こちらの方は3班に分かれて、1回6名での3班ですね。1班が3回ずつという受講をしております。多目の歴史講座なんですけれども6名です。高田の方で英会話教室を実施しております、こちらが低学年と高学年に分かれております。低学年、高学年合わせて10名。上長与公民館の方でふれあい塾というのをしております。こちらは茶道とかダンスとか、ミカン狩りなど1回1回違う体験をしている講座になっております。こちらの方が22名となっております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

子ども向けの様々な講座が催されているようなんですけども、子どもたちも今、居場所は絶対必要だと思うんですけど、様々な忙しいこともあって町内の子どもたちの人数からすると少ないのかなという感じはするんですが、こういうものがありますよっていうお知らせは学校を通じて、もちろんほかのホームページ等でも利用されているのかもしれないけれども、町の広報紙とかですね。子どもたち向けにお知らせっていうのはどういった形でされているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長補佐。

○課長補佐（和田久美子君）

講座のお知らせにつきましては、年度当初にお配りする主催講座の一覧表にも載せておりますし、ホームページにも掲載しております。そのほかこの子ども講座に関しましては、各学校にチラシを配布しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページを進めたいと思います。30、31ページですね。17款1項6目教育費寄附金3節社会教育寄附金が生涯学習課となっております。ページを進めます。32、33ページ、18款2項4目21世紀ふれあい基金繰入金が生涯学習課となっております。質疑はありませんか。戻っても構いません。ページを進めま

す。34、35ページ、20款5項1目雑入のうち、清涼飲料水、各種電話使用料、各種施設コピー使用料、郷土誌売払収入、テニス広場コインロッカー使用料、電柱等設置使用料、次のページの広告掲載料、陶器制作料、各種施設電気使用料、スポーツ安全保険広報活動協力費、カーポート設置使用料、講座参加者負担金が生涯学習課となっております。長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業の助成金が一部生涯学習課となっております。チケット売払収入もそうですね、生涯学習課となっております。質疑はありませんか。ページを進めます。38、39ページ、21款1項1目農業債2節多目的研修集会施設整備事業債ですね、生涯学習課となっております。質疑はありませんか。それでは歳出の方もページを進めていきます。歳入に戻っても構いません。124、125ページ、5款1項1目勤労青少年ホーム管理費、次の126、127ページ働く婦人の家管理費の働く婦人の家の17節備品購入費までが生涯学習課となっております。質疑はありませんか。

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

127ページの12節委託料で説明があったところですね。令和4年度からシルバーの委託を変えて社会福祉協議会が独自で委託契約をするということのようでした。確認ですけども、以前は休日にあそこに行ったときに1階にも管理の方がおられて、1階と3階と両方にシルバーに委託して管理人を置いてもらっていた状況なんですか。今までの状況をお願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

以前は委員おっしゃるとおり1階に部屋をお借りして1階に管理人がいたんですけども、業務内容としましては1、2階部分の業務はなく3、4階部分の業務をそこでしていたということになります。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

社会福祉協議会の窓口にいた方が3階、4階も管理してもらっていたわけではないんですか。3階、4階には別の方がいらっしゃったんですか。ちょっともう一度、そこがよく分からないので申し訳ないです。

○委員（八木亮三委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

管理人は1階にしかおりませんが、3、4階部分の管理をしてもらうための管理人が1階の部屋をお借りして、そこに常駐をしていたということになります。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

すると社会福祉協議会の管理と一緒にしていた形ではないんですか。そこは全く別だったんですか。今回こういうふうに変えるのは、社会福祉協議会も休日の管理をしてもらうということ。どういう業務が発生するのか教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今まで1階にいて実際は1、2階部分の社協部分の仕事というのは無かったんですけれども、実情として電話が多かったり、1階部分の老人福祉センターの貸し出し関係も結構尋ねられていたということで、社協の方としましては、貸し出し部分と電話対応も管理人を置きたいという話がありましたので、それをシルバー人材センターに1階から4階まとめてその業務を発注できますかという協議になっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それが、シルバーができないという理由で、社会福祉協議会が独自でという話のようですが、この負担は先程、2分の1負担ですというふうな話を出しましたが、それは18節負担金、補助及び交付金のところで施設業務管理が2分の1負担。これ委託料とは関係ないわけですね。そしたら委託料の中には入っていないということで理解していいですか。

○委員（八木亮三委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

おっしゃるとおりで委託料部分につきましては、今までよりも291万2,000円そのまま減っている形になります。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

委託するのは今度は社会福祉協議会だということで、それはもう全く町はタッチしない形になるんですか。それとも何か関わるようなことがあるのか。そこだけ教えていただきたいと思いますけど。

○委員（八木亮三委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

どういふ方を雇うのかは一応協議をしたところ、シルバー人材センターとして今までおられた管理人を個人的に雇って業務をしてもらうっていうことを話をされておりました。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それではページを進めたいと思います。128、129ページは全部生涯学習課になっております。質疑はありませんか。ページを進めます。136、137ページの6目多目的研修集会施設管理費から生涯学習課となっております。その次のページの17節備品購入費まで生涯学習課です。質疑はありませんか。ページを進めます。180、181ページですね。10款6項1目社会教育総務費から生涯学習課となっております。次のページの182、183ページも全ページ。戻っても構いません。184、185ページも全ページが生涯学習課となっております。また次のページ図書館費、186、187ページも生涯学習課となっております。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

182、183ページの10款6項1目12節委託料で先程御説明いただいたオンライン配信業務は、二十歳の式典に限って配信するものをシー大に委託するということがでしたが、これ以外に文化ホールで自主事業等を行ったときに、今コロナで結構そういう自治体が開催するような講演会だったり、民間のものでもですが、会場でも人を入れつつオンラインでも見られるというようなのを結構やっている所は多いと思うんですが、その方が実際、現地に来られない高齢者とかも家で見られたりっていうのもあるかと思うんですが、文化ホールで何か行うような事業をこちらと同じようにオンラインと同時配信というか、そのお客も入れてオンラインもっていうような、そういうことはできないのか。もしくは検討していないのかっていうのは、もしあれば伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

自主事業に対するオンライン配信の話ですけれども、文化ホールで自主事業をもちろん計画をしておりますけれども、まず著作権の関係であったり、あと自主事業に関しては、基本的にチケットを購入していただけて見ていただくこととなりますので、その分に関してはオンラインでの配信というのは、今のところは考えておりません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今187ページまでできていましたかね。ページ進めます。188、189ページ、戻っても構いません。次の190、191ページ、次の194、195ページも生涯学習課、ここから196、197、198、199ページの学校給食費前まで生涯学習課となっております。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

196、197ページの11節役務費のところでお尋ねしたいんですけども、この中の口座振替手数料は、スポーツ施設の使用料を口座振替、オンライン化して予約して口座振替での収納に変えるというような説明であったかと思うんですけども、ここでお尋ねしたいんですが、団体として登録して何回借りるか分からないという方も、もちろん説明会とかがあったのではないのかなと思うんですけども、そうした場合、例えば毎月借りるとか、毎週借りるっていう場合は分かるんですけど、一応団体登録をしておいて、年に1回か2回か借りるかもしれないというような方にも、口座振替の手続きをしていただくという形をとられるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

おっしゃるとおりでございます、団体登録をするイコール口座振替の登録も一緒にしていただいて、それが年間何回使っていただいたとしても、口座振替で料金を徴収させていただきますということにしております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

口座振替の手続きの際に、今度新しくされるのかどうかは分かりませんが、通常紙媒体で銀行に持って行って手続きとなると1か月なり期間を要すると思うんですね。私も前、一般質問でしたんですが、例えばその口座の登録コードのキャッシュカードでそういったものを導入すれば、よその自治体は導入している所もあるんですけど、そうすると割と早く銀行との連携がなされて口座振替の手続きがスムーズであるというのは長崎市の税とかの収納の所であったんで、長崎市が全部やっているかどうかはこれは不明なんですけれど。それは機器の購入と結構手数料が掛かるということで、本町はその時点では導入されないというような説明だったんですね。ですので、これを全て登録する。1回借りるか借りないか分からないというところで、登録に日数が掛かるのであれば紙媒体でそうされるものなのか。そういう新しいやり方を導入される予定があるのか、お尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず登録日数に時間が掛かるかもという話ですけれども、登録を長与町の教育委員会にさせていただくと同時に銀行にも持って行ってくださいということで、口座振替の登録を銀行にさせていただきます。実際使用した翌月末に口座振替になりますので、そこは日数が登録には掛かるかもしれませんが、実際まず口座振替までには、各銀行の登録が間に合うものところの方は思っております。それから新しいやり方ですけれども、今回このやり方を初めてさせていただきますので、そこにつきましては今後見てから研究をしていきたいとは思っておりますけれども、例えば年間で1回、そのときしか借りないとかいう団体もいるかもしれませんが、飛び込みも今までもありますので。そういったところでは納付書払いも同時にできますので、そこで対応をしたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

基本は口座振替だけでも納付書払いも可能であるという認識で良いんですね。それと次のページで同じことなので、13節使用料及び賃借料の先程申しました体育施設予約管理システムリース料のところ、恐らくそのオンライン化に係る経費であろうかと思うんですけれども、今までは役場なり窓口に出向いて1か月先の予約をされていた。窓口なり電話で空いているかどうか聞いたとしても実際予約を取るのは出向いてということが、今回オンライン化すればパソコン上でできるということはあると思うんですけれども。全てオンライン化するということではなくて、例えばそういうことが難しい方もいらっしゃると思うんですね。そういった場合は、従前どおり窓口での予約もそのまま並行してできるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

委員おっしゃるとおり団体、チームによっては全くネットが使えないとか、メンバー全員使えないということはもちろんあり得ますので、これは今までどおり窓口に来て、予約をしていただくというのは可能でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

187ページの図書館の件なんですけれども、報酬には新図書館検討委員会15名の105万円、それとあと委託料の1番最後に図書館整備アドバイザー業務委託料が250万円ですか。昨年も214万円ぐらいは付いていたと思うんですね。昨年の説明で

は、長崎までの出張に2名の分の旅費とそれから委託料という話を聞いておったんですけど、今回も同じような形でされるのか。そして、あと役場内にも検討委員会ができるという話を私の12月の一般質問の回答の中で聞いたんですけど、その関連性はどのような形になるのか。少し流れを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今回のアドバイザー業務につきましては、前年度と一緒の形になるんですけれども、令和3年度は年4回の会議を予定しておりました。令和4年度は年10回を予定しておりますので、単純に経費はもちろん上がっておりますが、場所としましては、神奈川の業者になります。それから今後の経緯ですけれども、この図書館整備計画検討委員会というのは、例えば施設が複合であれ単独であれどういった図書館を造るかという検討委員会になります。庁舎内の複合施設を今後計画していく中で、今おっしゃっていただいたような複合施設に向けての検討委員会的なものです。これは庁舎内の職員を中心にいろんな部署が集まって、いろんな角度から意見を出し合いながら、どういった複合施設が良いのかというのは検討していくという流れになると思います。実際細かく言いますと、図書館の担当の生涯学習課が来年の秋ぐらいまでに図書館の基本構想、基本計画を複合施設の所管課に提出をします。それから健康センターの所管課が健康センターの基本計画的なものを新しい複合施設の所管課に提出をします。新しい複合施設の所管課が2つの計画書をまとめて、複合施設等整備計画書を令和4年の12月ぐらいに作ってプロポーザルにかけるという形になります。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

神奈川からだったら基本的に関東から来るわけだから、旅費が大変掛かるわけですね。それも2名ということになるとこの旅費で果たして足るのかなという感じがしました。神奈川から来られて、そしてこの10回のあれをやるという認識で良いわけですね。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

令和4年度のアドバイザーにつきましても委員おっしゃるとおり2名来ていただく予定にしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その次のページで今の図書館について伺いたいんですが、10款6項3目13節の電子図書館システム使用料が先程御説明もあって充実させるというような、コロナ対応の交付金等ということでしたが、かなり額が3年度と比べて上がっていると思うんですね。3年度は136万円でそのとき確か5万円月額12か月分プラス、コンテンツ利用料で70万円という説明だったんですが660万円、だいぶ上がっているのは5万円掛け12か月という部分は変わってなくて、コンテンツとかがすごく増えたとか、どういう計算でこの額になっているのかをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず月額クラウド料5万円掛ける12か月掛ける消費税は変わっておりません。おっしゃっていただいたように、例年でありますとそれにプラスしてコンテンツ使用料が70万円でございます。これは詳細を申し上げますとコンテンツ約380冊分になります。今回コロナの交付金を活用させていただきましたので、そこで530万円増額をしております。詳細を申し上げますと、530万円分は1,280冊分のコンテンツになります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

数でいくとちょっと計算が合わないようにも思うんですけど、何か金額が7倍以上ぐらいになって冊数的には3倍か4倍ぐらい。単価がいろいろあると思うので、これはそういうことですか。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

改めて説明させていただきます。70万円の内訳ですけれども、買い切り型6,700円掛ける14冊、期間限定型2,500円掛ける240冊、合計で254冊です。それから530万円の内訳ですけれども、買い切り型が6,700円掛ける500冊、期間限定型が2,500円掛ける780冊、合計で1,280冊になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

買い切りというんですかね、この先ずっと使えるものが14冊から500冊にだいぶ増えたということ。期間限定も増えてはいるんですが、数的にはその買い切りの方が相当増えたという事ですね。金額と冊数はこれで分かりましたので大丈夫です。電子図書館は良いんですが、その2つ上の図書館システムリース料、これも3年度よりちょっと

上がっているかなと思うんですが、何か理由があるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

図書館システムリース料につきましては、令和3年10月から新システムに更新をしておりますので昨年度の予算よりも上がっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

それは、どう新しくなったというか何か機能的なものとか、何か今までと違う何かがあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長補佐。

○課長補佐（和田久美子君）

令和3年10月1日から新システムに変わったんですけども、その中でホームページもまた新しく変わっておりまして、図書館の司書が直接入力できるようなホームページになっておりますし、大変住民には利用しやすい形になっているかと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。199ページまで進んでおります。あと主要な施策に関する説明書が25、26ページに説明があります。質疑はありませんか。よろしいですか。ではこれで生涯学習課、教育委員会の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き議案第17号の質疑を行います。ただいまより農業委員会所管についての質疑を行います。提案理由の説明を求めます。

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

皆様こんにちは。それでは令和4年度長与町一般会計当初予算に係る農業委員会所管分の説明を申し上げます。農業委員会の予算の総額は歳入が572万7,000円。歳出は3,798万8,000円でございます。歳入歳出ともに前年度当初予算と比較いたしまして、約300万円の増額となっております。それでは一般会計予算に関する説明書に沿って説明を申し上げます。まず歳入の24、25ページをお開きください。15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、1行目の農業委員会交付金119万4,000円。それから2行目の農地利用最適化交付金168

万円、そして6行目の農地集積・集約化対策費補助金208万円、そして下から2行目でございます農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金57万7,000円の4件が農業委員会の所管でございます。1行目の農業委員会交付金は、農業委員会の円滑な活動に資するために交付される交付金でございます。2行目の農地利用最適化交付金は、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために交付をされるものでございまして、内容としては、農業委員や推進委員が農地利用の最適化に資する活動を行った場合に、その活動実績及び成果に応じて委員報酬の加算分の財源として交付をされるものでございます。6行目の農地集積・集約化対策費補助金は、担い手への農地集積・集約化を推進するために交付されるものでございまして、これにつきましては、毎年夏場に実施をいたします農地利用状況調査に係る経費のほか、農地台帳の整備に係る経費に充当をいたします。そして下から2行目の農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金につきましては、今回新規で計上させていただいております令和4年度限りの国の補助事業でございます。内容といたしましては、担い手への農地の集積、集約化を促進するために、農地情報を効率的に把握できるような体制整備の一環としましてタブレット導入を行うもので、タブレットの購入経費及びその利用に係るインターネット通信費の合計額を歳入額として計上させていただいております。続きまして34、35ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入の6行目、農業者年金事務委託手数料19万6,000円が農業委員会の所管でございます。これは農業者年金業務に要する経費を農業者年金基金から交付をされるものでございます。以上が歳入となります。

続きまして歳出でございます。130、131ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、全て農業委員会の所管でございます。1節報酬につきまして、農業委員会委員報酬418万9,000円及び農地利用最適化推進委員報酬268万8,000円は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員8名の報酬でございます。委員の報酬につきましては、前年度当初予算と比較しまして168万円の増額となっております。これは各委員の農地利用の最適化に資する活動に係る加算報酬分でございます。先程歳入で説明を申し上げました農地利用最適化交付金を財源として支給をいたすものでございます。3行目の一般事務補助パート報酬83万円は、農地利用状況調査に係る資料の整理や農地台帳整備の補助業務を行っていただくパート職員に対する経費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、農業委員会職員3名分の人件費及び一般事務補助パート職員に係る期末手当と社会保険料を計上いたしております。7節報償費は、農業委員の研修時の講師謝礼、それから農地等利用関係紛争処理に係る報償費、そして農地利用状況調査に係る調査員の報償費をそれぞれ計上させていただいております。8節旅費につきましては、普通旅費は職員に係るものを、費用弁償は農業委員及び農地利用最適化推進に係るものをそれぞれ計上いたしております。9節交際費では、会長交際費として2万5,000円を計上させていただいております。

10節需用費は、農業委員会業務に要する消耗品費、食糧費、印刷製本費をそれぞれ計上させていただいております。11節役務費につきましては、歳入で御説明申し上げました国の補助事業であるタブレット導入に伴い、利用の際のインターネット接続費を計上いたしております。12節委託料は、農家台帳システムの保守及び更新処理業務に係る委託費を計上いたしております。13節使用料及び賃借料は、主なものとしたしまして、農業委員会の県外研修時のバスの借り上げ料25万円を計上いたしております。続きまして132、133ページをお願いいたします。17節備品購入費は、先程歳入で御説明申し上げました国の補助事業でありますタブレット導入に伴うタブレット導入経費を計上させていただいております。18節負担金、補助金及び交付金は、農業委員会業務に関連する団体への負担金及び補助金でございます。前年度と同額を計上させていただきます。

以上が農業委員会の所管でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まず歳入の24、25ページ、質疑はありませんか。続きまして34、35ページ雑入のところでしたね、質疑はありませんか。戻っても構いません。歳出のところでも質疑を受け付けたいと思います。130、131、132、133ページの上段ですね。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

130、131ページの7節報償費の、農地利用状況調査謝礼が調査員の報償費という御説明があったかと思うんですが、まず調査員が何名、農地利用状況調査が年に何回行われるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

今回の農地利用調査員の謝礼につきましては、35名分の謝礼を計上させていただいております。そして回数でございますけれども、年に1回、夏場に毎年開催をいたしております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

ほかのところも聞いてもよろしいですか。先程国の今年度限りの交付金を利用して役務費のインターネット接続料、それから次の132、133ページ、一番上段の一般備品購入費はタブレット端末を購入されるという御説明があったと思うんですけども、今年度限りの補助ということは分かるんですけども、タブレット端末、まず何台購入予定で、そしてこの利用についてですが、農業委員会で一括管理をされるものなのか。

委員たちにそれぞれ貸し出しをして、そういう調査等に役立てていただくものなのか。詳細を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

まずタブレットの導入台数は何台かという御質問でございますが、現在予算計上させていただいておりますのは、7台で計上をさせていただいております。この根拠といたしましては、主に想定しておりますのが年に1回の農地利用状況調査のときの使用になるかなと今のところ考えておまして、その調査をする際に各町内の地区割りをするんですけども、6班に分けて班を構成させていただいております。その班に1台という想定とプラス事務局で1台というところで、計7台を考えております。管理につきましてでございますけれども、今のところは農業委員会の方で管理を一括して行うような予定をしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

よろしいですか。これで質疑はなしと認めます。農業委員会の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

では議案第17号について、これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号令和4年度長与町一般会計予算産業文教常任委員会所管分の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 17時21分）